

平成27年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成27年3月20日(金曜日)

議事日程 第3号

平成27年3月20日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 閉会中の継続調査に関する委員長報告について
- 日程第 2 議案第50号 みなかみ町教育長の任命について
- 日程第 3 議案第51号 都市再生整備計画事業後閑町組周辺地区(仮称)みなかみ町後閑公民館新築工事の建設工事請負契約締結について
- 日程第 4 議案第52号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 5 請願第 1号 国保税引下げと早期県への移管に関する請願書
請願第 2号 老人福祉施設の適正配置についての請願
請願第 3号 年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書
- 日程第 6 陳情第 3号 猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書(12月定例会継続審議)
請願第 4号 町道栗沢西線、上の原の除雪の推進及び消雪施設等の早期実施に関する請願書
請願第 5号 風和の湯源泉排湯の活用についての請願書
- 日程第 7 議案第 9号 みなかみ町墓地条例について
議案第10号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第11号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
議案第12号 みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議案第15号 みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する等の条例について
議案第16号 みなかみ町立認定こども園条例について
議案第17号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について
- 日程第 8 議案第31号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第46号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第47号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

- 議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第39号 平成27年度みなかみ町一般会計予算について
- 日程第11 議案第40号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第41号 平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第42号 平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
- 議案第43号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成27年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第12 地域活性化対策特別委員会委員長報告(中間報告)
- 日程第13 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第14 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋久美子君 | 2番 | 森健治君 |
| 3番 | 鈴木初夫君 | 4番 | 石坂武君 |
| 5番 | 小林洋君 | 6番 | 林誠行君 |
| 7番 | 中島信義君 | 8番 | 前田善成君 |
| 9番 | 阿部賢一君 | 10番 | 林一彦君 |
| 11番 | 山田庄一君 | 12番 | 林喜美雄君 |
| 13番 | 原澤良輝君 | 14番 | 高橋市郎君 |
| 15番 | 久保秀雄君 | 16番 | 小野章一君 |
| 17番 | 森下直君 | 18番 | 河合生博君 |

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 高橋正次 | 書記 | 本間泉 |
| 書記 | 田村勝 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 岸良昌君 | 副町長 | 鬼頭春二君 |
| 教育長 | 牧野堯彦君 | 総務課長 | 増田伸之君 |
| 総合政策課長 | 増田和也君 | 税務課長 | 中島直之君 |
| 会計課長 | 篠田朗君 | 町民福祉課長 | 内田保君 |
| 子育て健康課長 | 上田宜実君 | 生活水道課長 | 高橋孝一君 |
| 農政課長 | 原澤志利君 | 観光課長 | 澤浦厚子君 |
| まちづくり交流課長 | 宮崎育雄君 | 地域整備課長 | 石田洋一君 |
| 教育課長 | 岡田宏一君 | 水上支所長 | 高野一男君 |
| 新治支所長 | 田村良一君 | | |

開 会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日は定刻までにご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議 長（河合生博君） 日程第1、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

各委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長林喜美雄君。

（議会運営委員長 林 喜美雄君登壇）

議会運営委員会委員長（林 喜美雄君） 議会運営委員長林です。委員長報告を行います。

議会運営委員会において3月5日、6日両日、衆議院第2会館において研修をしてきましたので、概要を報告いたします。

第1日目では、内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局の大星氏より、地方創生に係るところのまち・ひと・しごと創生総合戦略についての講義をいただきました。

なぜ今、地方創生なのか。基本的な考え方として、第1には、人口減少と地域経済縮小であります。我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準まで減少するとの推計があります。首都圏への人口集中度が約3割という実態は、諸外国に比べても圧倒的に高いわけであり、人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルがこのまま継続されるならば、大都市もいずれ衰退し、ひいては国全体の弱体化は必至である。

第2においては、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立であります。しごとの創生では、地域に根づいたサービス産業の活力、生産性の向上、高付加価値商品の開発や企業の地方移転など、地方への新たな人の流れを通して、雇用の質と量の確保、拡大を実現することなどであります。ひとの創生においては、地方への移住、定住を促進しつつ、安心

して子供を生み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を実現する。まちの創生においては、地方での生活やライフスタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるよう、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

続いて、今後の政策の企画、実行に当たっての基本方針では、従来の施策の継承、国と地方の取り組み体制の整備や、2015年からの5カ年戦略、2060年に1億人程度の人口を確保するための中長期展望などの方向性について説明をいただきました。

その後の意見交換では、出生率に触れ、第1位は沖縄県、そして九州の各県が上位にランクされるなど、女性が幸せだと感じる幸福度指数と比例するなどの話題が交わされました。

続いて、2日目の前半においては、観光庁観光資源課ニューツーリズム推進官水口氏より、観光立国実現に向けて講話をいただきました。

2013年に、観光立国の実現に向けたアクションプログラムを政府において決定し、その年に外国人旅行者数1,000万人を達成した。また、2014年には、2020年に向けて、2,000万人を目指すべく、アクションプログラム2014が決定されている。主な項目では、2020年オリンピック・パラリンピックを見据えた観光振興、インバウンドの取り組み、ビザ要件の緩和、世界に通用する魅力ある観光地づくり、また、外国人受け入れ環境整備等々でありました。

意見交換では、無料Wi-Fiの整備、台湾との農産物輸出入の関係などが交わされました。

後半では、6次産業化への取り組みについて、農水省産業連携課課長補佐の今野氏より講話をいただきました。

第1次産業から3次産業まで一体化した産業として、農村漁村の可能性を広げようとするものであり、農山村漁村の豊かな地域資源を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出に組み込み、付加価値の多くをその地域に帰属させ、地域内における所得と雇用を確保するものであります。

27年度予算の概要説明では、6次産業化ネットワーク活動交付金、6次産業化サポート事業、農山村漁村地域ビジネス創出、人材育成委託事業、農村漁業育成・産業化のファンドの活用等でありました。

6次産業化の成功例、失敗例などのお話の後、意見交換では、遊休農地や耕作放棄地を活用した新たなビジネスモデルの提案などが交わされました。

今研修では、国の直接担当官よりお話を聞くことができました。議員の資質の向上、知見の拡大に寄与したものと考えております。

以上、概要を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（河合生博君） 続きまして、交流調査特別委員会委員長林一彦君。

（交流調査特別委員長 林 一彦君登壇）

交流調査特別委員会委員長（林 一彦君） 交流調査特別委員会委員長林でございます。これより、閉会中に行われました交流調査特別委員会の取り組みについてご報告をいたします。

報告は2件でございまして、三宅村視察調査、それと東京演劇集団風の視察調査でございます。この2件の調査対象には共通点がございまして、これは、新町みなかみ町ができる前から、以前から交流、そしてきずながありまして、現在も継続中であるということでございます。

まず、三宅村調査でございます。

2月23日から25日までの3日間の視察でした。参加者は、委員長の私と鈴木初夫副委員長の2名です。

三宅村は、皆さんご存じのとおり、西暦2000年に三宅島雄山が噴火し、全島民が4年5カ月もの長期にわたり避難生活を送りました。児童生徒たちは、二、三人に分かれ都内の学校に預けられ、離れ離れの学校生活を余儀なくされました。それは大変でかわいそうだということで、当時、猿ヶ京温泉の有志が手を挙げ、三宅村の児童生徒を当時の新治村に招待し、スキー、和太鼓、古典芸能などで地域の子供たちと交流した経緯がございます。そのときの交流がとても温かくありがたかったということで、その後、毎年、三宅中学校2年生の全員がこの地を職場体験の地として訪れ、現在も継続中でございます。

そこで、より密度の濃い、高い交流はできないかということを中心に、三宅村を訪問させていただいた次第です。三宅村では、村長、副村長、教育長、議会議長、議会運営委員長、教育課長、議会事務局長らから歓迎を受け、みなかみ町議会河合議長からの親書を村と議会に提出いたしました。会談では、議会事務局長の司会進行のもと、出張で留守の村長のかわりの副村長、教育長、議長、議会運営委員長、教育課長と意見交換をいたしました。避難当時の施しや、毎年中学2年生を受け入れていることに対する感謝の言葉の後、これからも両自治体が有効な交流をしていきたいということの約束をいたしました。偶然ではございますけれども、ことし、新町みなかみ町が誕生10周年ということでございましたが、三宅村は帰島10周年ということで、偶然が重なったということです。

また、島内を案内していただきまして、噴火でできましたジオスポット、溶岩遊歩道や、廃校を利用した郷土資料館、また活動火山対策避難施設、火山ガス信号等を視察いたしました。2000年の噴火前の人口は3,700強ございましたが、5年たって帰ってきた2005年の帰島後は、2,439人と激減してしまっただけです。理由としましては、都内で職業につけたり学校になれた等の理由があったそうでございます。噴火前は3地区に小学校、中学校がございましたが、帰島後の人口急減によりまして、現在の三宅小学校、中学校だけとなりました。ちなみに在校生徒数は、平成26年4月8日現在、小学校86名、中学校34名でございます。議会は、2常任委員会、定員は8名でございます。

以上で三宅村の報告とさせていただきますけれども、我々2人が滞在中の案内には、議長、議運長、事務局長がずっとつき添っていただき、帰りの空港では、副村長を初め中学校長等十数名の見送りをいただいたことも申し添えさせていただきたいと思っております。

また、後日、三宅村議会平野議長より、当議会河合議長宛てに礼状が届きましたので、その一部を紹介させていただきます。

三宅村議会といたしましても、これを契機に、みなかみ町へお伺いして、みなかみ町、

三宅村の特色を生かした住民交流ができるよう、より一層のお力添えを賜りながら努力してまいり所存でございます。今後も末長い交流ができますようお願い申し上げます。

以上で三宅村の報告とさせていただきます。

次に、中野区との交流、東京演劇集団風の公演視察でございます。

この視察につきましては、つい1週間前の14日の土曜日でございました。劇団風は、20年も前から、当時月夜野町の下津に演劇工房という形で、大道具作成所兼大道具格納庫兼合宿所を構えておりました。中野区の東中野にレパトリーシアターK A Z E、これは小さな劇場なんですけれども、それを構え、そこを拠点として全国巡回公演を展開しております。下津で代表の浅野佳成氏と面会し、みなかみ町の子供たちに演劇を肌で感じてほしい、興味のある子に演劇を教えたいとの意見をいただき、これがもとに、今回の公演視察になった次第でございます。

参加者は、交流調査特別委員会6名と河合議長、まちづくり交流課長、まちづくり交流課GL、教育課長、そして教育課次長、議会議務局長の12名でございます。公演は「肝っ玉おっ母とその子供たち～あとから生まれてくる人たちに」でした。戦争という限りない悲惨さの発見と同時に、このような苦境にあってなお生き続け、笑い、泣き、人間の原初的な力強さを発見してほしいと浅野氏は言いました。また、この作品は、文化庁文化芸術による子供の育成事業となりまして、上演回数450ステージを数えております。ぜひみなかみ町の子供たちに見てほしい作品だと浅野氏は語りました。

以上を申し上げさせていただきます。交流調査特別委員会の議会閉会中の報告とさせていただきます。

議長（河合生博君） 以上で閉会中の継続審査に関する委員長報告を終わります。

日程第2 議案第50号 みなかみ町教育長の任命について

議長（河合生博君） 日程第2、議案第50号、みなかみ町教育長の任命についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第50号、みなかみ町教育長の任命についてご説明申し上げます。

現教育委員・教育長であります牧野堯彦氏から、平成27年3月31日をもって退任したいという申し出があり、町教育委員会でも同意を得、私も同意したところでございます。

したがって、本年4月1日より増田郁夫氏を教育長に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

増田郁夫氏は、昭和55年3月、群馬大学教育学部をご卒業後、同年4月より水上中学校教諭となられて以来、数々の教職を歴任されております。その間、指導主事や水上中学校校長、沼田市教育委員会学校教育課長、沼田市南中学校校長を経て、平成25年4月よ

り利根教育事務所長に就任され、現在に至っております。学校教育行政の指導的立場でご活躍をいただいているところであります。豊富な教育経験を持ち、人格、見識にすぐれ、誠実円満なお人柄であり、みなかみ町教育行政の責任者として適任であり、ご活躍いただけるものと期待するところであります。

なお、任期につきましては、法に基づきまして平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間ということになります。

本議案につきましては、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意を得たく、提案するものであります。

なお、同法律附則第3条により、新教育長の任命のために必要な行為は、この法律の施行の日以前においても行うことができるというふうに定められているところであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第50号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第50号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、みなかみ町教育長の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、みなかみ町教育長の任命については原案のとおり同意をされました。

日程第3 議案第51号 都市再生整備計画事業後閑町組周辺地区（仮称）みなかみ町後閑公民館新築工事の建設工事請負契約締結について

議長（河合生博君） 日程第3、議案第51号、都市再生整備計画事業後閑町組周辺地区（仮称）

みなかみ町後閑公民館新築工事の建設工事請負契約締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第51号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、都市再生整備計画事業後閑町組周辺地区、仮称であります、みなかみ町後閑公民館新築工事の建設工事請負契約を締結しようとするものであります。

平成27年3月6日、条件付一般競争入札に付し、契約金額1億1,772万円で、利根郡みなかみ町後閑84番地の3、増田・ダイリン特定建設工事共同企業体代表構成員増田建設株式会社代表取締役増田文明を契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第51号について質疑はございませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 契約の予定価格と、それから条件付一般競争入札の条件と、それから入札会社名と入札金額を教えてください。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） それでは、原澤議員の質問にお答えいたします。

まず、入札の参加業者でございますが、2社ございました。須田・木村特定建設工事共同企業体、増田・ダイリン特定建設工事企業体の2社でございます。

条件でございますが、こちらの条件につきましては、まず、みなかみ町に建設業法に基づき設置された本店を有する構成員から成る共同企業体ということでございます。それから、構成員のうち、みなかみ町入札参加資格の建築一式工事の資格を有し、町内に本店を有するもの、代表構成員は、みなかみ町の入札参加資格の建築一式工事の格付がAまたはBとして、建設業法の規定に基づき建築一式工事の特定建設業の許可を受けていて、5年以内に元請として同一工種の実績があるものということで条件がついております。

予定価格でございますが、予定価格については1億1,000万円、これは税抜きでございます。入札金額につきましては、須田・木村特定建設工事企業体が1億1,480万円、これも税抜きでございます。増田・ダイリンが1億900万円でございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

8番前田君。

8番（前田善成君） 今回の入札と同じような形態で町組のほうでやっている工事は単体だったと思うんですが、今回JVにしたその意味というのは、どういうことでしたのか教えていただけますか。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） 今回JVにしたということは、建築関係の業種の仕事が最近余らないということで、共同企業体にするほうが、高いランクの工事についても、下のランクの業者も共同して事業に参加できるということで、いろんな工事にランクづけを幅広くして、JVにすることによって、建築工事に参加できるように窓口を広く考えたことによりまし

て、今回、そういう形をとらせていただきました。

議長（河合生博君） 8番前田君。

8番（前田善成君） 一般競争入札で条件がやっぱりつく、施工実績がどうしても小さな会社ってつきにくいので、こういう方法をなるべく多く採用してもらいたいと思います。
以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について討論に入ります。反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、都市再生整備計画事業後閑町組周辺地区（仮称）みなかみ町後閑公民館新築工事の建設工事請負契約締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、都市再生整備計画事業後閑町組周辺地区（仮称）みなかみ町後閑公民館新築工事の建設工事請負契約締結については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について

議長（河合生博君） 日程第4、議案第52号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,953万9,000円とするものであります。

歳出予算の内訳ですが、2款総務費、1項総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方先行型に該当する地場産品普及開発事業1,000万円、地産地消推進事業500万円の増額によるものであります。

財源となる歳入予算の内訳ですが、繰入金1,500万円の増額は、財政調整基金繰入金ですが、この歳出のため、ユネスコエコパーク登録認定推進事業との財源充当の振りかえを行います。また、年度内に事業が完了できないため、平成26年から平成27年度へ

明許繰越として地場産品普及開発事業と地産地消推進事業1,500万円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正概要でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第52号について質疑はございませんか。

9番阿部君。

9番（阿部賢一君） 説明の部分で質疑をさせていただきます。

アドバイザー謝礼の50万円なんですけれども、このアドバイザーという、誰を想定して何名なのかということをお願いいたします。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答えします。

このアドバイザーについては、商工会全国連がいろんな調査研究をお願いしているところのアドバイザーを考えております。この方については、特定の人ではないんですけれども、過去にデパートのバイヤー等を経験された方を中心に選任をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「何人ですか」の声あり）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 一応1人ということで考えております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

9番阿部君。

9番（阿部賢一君） 委託料の市場調査委託料の委託先を教えてください。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 現時点で特定をしているわけではございませんが、今予定しておりますのは、町内の道の駅3カ所ございますが、その3カ所を管理している団体等に照会をしてみたいというふうに考えております。と申しますのは、道の駅で農産物がかなり出ているということで、需要と供給の両方をコントロールできる、そういうところをお願いをしたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

日程第5 請願第1号 国保税引下げと早期県への移管に関する請願書

請願第2号 老人福祉施設の適正配置についての請願

請願第3号 年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書

議長（河合生博君） 日程第5、請願第1号、国保税引下げと早期県への移管に関する請願書、請願第2号、老人福祉施設の適正配置についての請願、請願第3号、年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書まで、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長小林洋君。

（厚生常任委員長 小林 洋君登壇）

厚生常任委員長（小林 洋君） 厚生常任委員長小林でございます。

本委員会に付託されました請願第1号から3号まで請願3件を一括にて、委員会における審議の過程と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号、国保税引下げと早期県への移管に関する請願書についてをご報告申し上げます。

まず当局より、みなかみ町国保運営協議会より国保引き下げを旨とする答申が出されていること並びに内容と根拠についての説明が終わり、質疑に入りました。

質疑につきましては、基金の適正規模は、現在、また広域後はどの程度なのかとの質問に対し、約1カ月の医療費分1億5,000万から2億円の間ぐらいだと考えている。広域後も同じではないかと考えているとの説明を受け、質疑を終了し、反対・賛成討論はなく、採決の結果、請願第1号、国保税引下げと早期県への移管に関する請願書については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号、老人福祉施設の適正配置についての請願書についてをご報告申し上げます。

当局より、第6次計画の中に100床増設の計画が盛り込まれていること、また、業者の募集、選定は県が行うので関与できない等の説明後、質疑においては、県に対しバランスよく配置することを要望できるのかに対し、どの程度意向が反映されるかわからないが、要望はできるものと考えているとの返答をいただき、質疑を終了し、討論に入り、反対討論では、文面が理解できないので反対、賛成討論において、適正配置においては異論はな

く、今後も審議するということで賛成、討論を終結し、採決の結果、請願第2号、老人福祉施設の適正配置についての請願書については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号、年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書についてご報告申し上げます。

当局の説明終了後、意見として、このまま毎年毎年年金の引き下げが行われると高齢者が困窮するので採択をお願いしたい、また、趣旨は理解でき、賛同できるが、文章の中に同意できない表現があるので、意見書を提出しない趣旨採択ではどうかとの意見があり、質疑を終了し、反対・賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

請願第1号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。

次に、請願第2号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

次に、請願第3号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第3号の質疑を終結いたします。

これより請願第1号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、国保税引下げと早期県への移管に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号、国保税引下げと早期県への移管に関する請願書は採択することに決定をいたしました。

これより請願第2号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

6 番林君。

(6 番 林 誠行君登壇)

6 番 (林 誠行君) 6 番林誠行です。

老人福祉施設の適正配置についての請願について、私、厚生常任委員会の採決では反対の表明をしましたが、私の理解不足で、この請願について賛成に訂正させていただきます。

議長 (河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (河合生博君) ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、老人福祉施設の適正配置についての請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (河合生博君) 異議なしと認めます。

請願第2号、老人福祉施設の適正配置についての請願は採択することに決定をいたしました。

請願第3号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

6 番林君。

(6 番 林 誠行君登壇)

6 番 (林 誠行君) 6 番林誠行です。

年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書について、賛成の立場から発言させていただきます。

2004年に年金の改悪法が改悪され、その際、これまで一度も実施されてこなかったマクロ経済スライドによる削減が2015年に初めて実施されます。既に年金を受け取っている人の年金額は、物価スライドといって、前年の物価の変動で改定される方式です。2014年は消費税の増税で2.7%の物価上昇になりました。本来なら年金は2.7%上がってよいはずですが、国民年金法の年金額改定ルールに、前年の物価上昇率と過去の名目手取り賃金上昇率、このどちらか低いほうに合わせて年金額を改定するという方法になりました。

名目手取り賃金上昇率が物価上昇率より低く2.3%で、改定率は2.3%です。しかし、過去の物価下落時に年金額を据え置いたということで、払い過ぎていたとしてここから0.5%引かれます。改定率は1.8%になります。ここからマクロ経済スライド分として、過去の公的年金加入者の減少率から0.6%、高齢者の平均余命の延びから計算した0.

3%の合計で0.9%引かれます。ことしの年金額自体は、6月、0.9%ふえるそうです。去年、基礎年金で月6万4,400円もらっていた人は580円ふえるそうです。

しかし、物価上昇率2.7%ですから、ちょうど3倍の1,160円の目減りということになります。低年金の人も高額でもらっている人も同じ率で減額されます。このまま年金の引き下げ、目減りが繰り返されると、高齢者の生活がますます困難になります。安心して高齢期を送れるように、現役世代にとっても重要な課題だと思います。ぜひ採択をお願いいたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第3号の討論を終結いたします。

請願第3号、年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。本請願は起立により採決をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、請願第3号、年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書は趣旨採択と決定をいたしました。

日程第6 陳情第3号 猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書（12月定例会継続審議）

請願第4号 町道栗沢西線、上の原の除雪の推進及び消雪施設等の早期実施に関する請願書

請願第5号 風和の湯源泉排湯の活用についての請願書

議長（河合生博君） 日程第6、陳情第3号、猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書、請願第4号、町道栗沢西線、上の原の除雪の推進及び消雪施設等の早期実施に関する請願書、請願第5号、風和の湯源泉排湯の活用についての請願書まで、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長山田庄一君。

（産業観光常任委員長 山田庄一君登壇）

産業観光常任委員長（山田庄一君） それでは、本委員会に付託されました請願第4号、第5号及び12月定例で継続審議となっておりました陳情第3号の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

最初に、12月定例会で継続審査となった陳情第3号、猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書についてご報告申し上げます。

この陳情書につきましては、かつて宿場町としてにぎわった猿ヶ京温泉が、時代の変遷

とともににぎわいがうせ、地元活性化委員会を中心に振興策を模索、検討する中で、町有地であります鶏舎跡地にサッカー場を建設し、大会や合宿等を誘致し、宿泊につなげることで地域活性化につなげたいという趣旨で12月定例会に提出され、審議されました。

サッカー場建設につきましては、産観委員会でも、川場村や長野県菅平のサッカー場を視察し、慎重な意見もある中で、交流人口増加等においては一定の効果は認められるという認識でありました。また、まちづくりビジョン検討委員会の中でも検討されているということで、担当課より検討内容が説明され、(仮称)サッカータウンみなかみ構想基礎調査報告書として提出され、全員協議会の中でも説明されました。12月の審議では、この陳情書については、まちづくりビジョン検討委員会の答申が出てから再度審議するということで、継続審査になりました。

それでは、今定例会での質疑内容をご報告申し上げます。

前回の継続審査とする理由でありました、まちづくりビジョン検討委員会の答申が3月9日に提出され、スポーツツーリズム、サッカータウン構想の推進ということで、みなかみ町の特色である温泉や自然を生かせる施設の整備を行い、大会等を誘致することで活性化につなげたい。施設整備の考え方としては、まず町民の使用が中心となるサッカー場を建設し、一方で、菅平のように観光施設として活用するサッカー場も検討する中で、交流人口増加や防災拠点、ユネスコエコパークの登録も視野に入れながら観光振興につなげたいという内容であり、それを踏まえ質疑に入りました。

冒頭、担当課より今後の方針として、サッカータウン構想の概要版にある調査結果に基づいて基本計画をつくる。計画作成に当たっては、プロポーザル形式をとり、その中で場所の選定や運営管理計画、観光振興への寄与などを具体的に詰めていきたいと説明があり、委員からは、請願場所にサッカー場をという地区の思いをどう活性化につなげるのか、詳細があれば聞きたいということに対し、地域力向上事業というソフト事業で、活性化に向けた調査研究で取り組んでいる。柱としては、歴史を生かしたまちづくり、里山整備をすることによる活用のまちづくり、スポーツの合宿誘致による観光振興などがあり、後日、地区活性化委員会から区民向け報告会がなされるということなので、詳細はその後に報告するというものであります。

候補地については5つ示されたが、これから検討するというのでいいのかということに対し、それぞれ条件が異なるので、プロポーザルを受けてから検討する。

民宿地帯であり、建設されれば活性化につながると思うが、お墓などがあり、適地かどうか疑問だということに対し、デメリットは把握している。ほかの候補地についてもメリット、デメリットがあり、よいところを生かしながら問題点を解消する形で計画をつくりたい。

何カ所か候補地として示されているが、運営するときには連携を図る形で計画したほうがリスク回避につながるのでは。陳情については取り上げてもいいと思うということに対し、今回のプロポーザルは、設計等だけでなく、既存の施設を含めた運営方法も提案してもらおうので、参考にさせていただく。

猿ヶ京地区の活性化は理解できるが、この場所は過去にイチゴハウスという請願が出さ

れていた。今回、サッカー場という話で地区の考えがまとまっているのかどうか疑問だに
対し、活性化委員会という部会の中で議論され、評議委員会にかけられ、最終的に区の要
望として上げられた。

意見としては、スポーツの合宿の誘致であるならクラブハウスは必要ない。示された5
カ所を仮に25億円かけてつくっても、本当に観光の活性化になるのか疑問である。この
陳情者は、地区の旅館や民宿が合宿等を誘致して経営の基盤を強化したいということであ
り、理解できるという意見がありました。

全体計画は、これからプロポーザルを行うということなので、企画によって建設費も減
る可能性もあるという意見もありました。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、陳情第3号、猿ヶ京温泉にサッカー
場を建設する陳情書（12月継続審議）は、活性化の趣旨は理解できるが、場所について
は、プロポーザルによる基本計画を立てる中で、この場所も候補地に入っており、今後の
検討とすることが望ましいということで、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定し
ました。

次に、請願第4号、町道栗沢西線、上の原線の除雪の推進及び消雪施設の早期実施に関
する請願書についてご報告申し上げます。

審議に先立ち、現地の状況確認が必要との判断で、請願箇所の西線藤原トンネル入り口
付近と宝台樹スキー場近くの問題箇所を、区長さん立ち会いのもと、担当課より説明を受
け、委員会審議に入りました。

審議では、まず、紹介議員であります中島議員より請願趣旨の説明をいただき、さらに
担当課より現状の説明と今後の対応について説明があり、その内容として、平成22年に
栗沢のユニットボイラーのところを融雪方式の工事を実施以降、ランニングコストを考え、
町の方針として融雪工事の実施を見合わせてきた。今回の請願場所は、トンネルから水上
側へ800メートルで、その先の1.5メートルと要望箇所を合わせると約2キロになり、
建設方法は電気方式と燃料方式2種類あるが、直近のデータで建設すると、建設費が1メ
ートル当たり約70万円かかる。町全体の融雪工事实施箇所の1年間の維持管理総額が、
24年度、25年度の決算で約8,400万円かかっている。栗沢西線は、道路の長寿命
化計画で道路の路面及びのり面の安全が心配されており、トンネル内の改修を含めてそれ
を優先したい。当面の対策として、県道と町道を一方通行化にして、対面による事故等
の不安を軽減し、除雪をさらに充実させ、部分的にまきえもんをふやすなどで様子を見ると
説明があり、町の方針としては、今後、融雪方式は考えていないが、道路の安全面に対し
てはしっかり対応していきたいとのことでした。

委員からは、請願の内容については理解した。現状が、スキー客等の雪道に対する安易
な装備や考え、そのことで引き起こされる交通渋滞による地元生活者の迷惑の解消や安全
確保を考慮すると、町道と県道の一方通行化もいいと思う。

質問として、今年度導入した除雪管理システムの運用状況はに対し、システムを導入し
たことで道路の除雪状態が以前より把握しやすくなった。今回は委託先の除雪オペレータ
ーがかわったりして、技術的な面で迷惑をかけた地域があった。反省点として来期につな

げたい。

管理システムや除雪対応がしっかりしても、外から来る人の認識不足が交通渋滞の要因になっていることもある。そのあたりの対策も必要ではないかに対し、ことしの雪は昨年と比較し、藤原地区で2月までに4メートル21センチ多く降っている。12月からは土日の明け方にかけて断続的に降り、1回除雪してもすぐ20センチくらい積もる状況であり、除雪が非常に大変であった。高速道路の赤城インターでチェーン規制をかけても、ノーマルタイヤで入っちゃってスタックしてしまった事例も何回かあったが、そのときに除雪管理システムで場所が把握でき、対応できた。道路が込むのは、除雪による通行規制を解除した後に相当込み、その間、何かの都合で渋滞になったとき、2回目の除雪作業に入れなくなるので、一方通行化も一つの方法でもあると思う。

中区長さんが、砂の散布車を貸してもらえれば宝台樹で砂まきをするという事なので、考えてほしい。

委員からは、砂まきの話は、効果的であり、経費や安全面を考えても一考の価値がある。

乙女坂周辺の道路構造の改良も検討したり退避所をつくったりして対応を考えれば、当面の対応にはなる。

片品のスキー場と比較して宝台樹の道路状況はよくない。宝台樹スキー場にきたお客さんが渋滞にはまり、それ以降、片品に流れた話もあり、非常に残念である。砂をまくことで来てもらえるとするれば、これは大きいことだと思うという意見の後、以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、請願第4号、町道栗沢西線、上の原線の除雪の推進及び消雪施設等の早期実施に関する請願書については、消雪施設の早期実施については、町の方針等もあり難しいが、考えられる安全対策を検討し、実施できることはすぐ対応することで除雪の推進を図ることとし、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

日程第3、請願第5号、風和の湯源泉排湯の活用についての請願書についてご報告申し上げます。

まず、紹介議員の小野議員より趣旨説明をしていただきました。小野議員からは、上牧温泉旅館協同組合が指定管理を受けている風和の湯の排湯を利用して地域の振興と活性化につなげたいとの説明があり、あわせて当局より補足説明があり、質疑に入りました。

審議では、請願人の請願の内容の詳細を把握できていない部分があり、請願書に記載された「配湯の利用」の「配」という文字が、本題の前段に使われている「排湯」は、オーバーフローしたお湯であり、下4段目の「配湯」というのは湯を配る「配湯」になっており、想像を駆り立てながらの審議となりました。

質疑では、温泉の権利は町とホロンタウンだが、その割合はに対し、余っているお湯を利用するときに配分のことで困るがということに対し、温泉利用の協定書があり、毎分300リッターくみ上げており、町が51、ホロンタウン49の割合である。

風和で使用しているのは毎分170リットルで、それを管理組合で有効利用することは、町としては問題はない。ただ、それを使うために、例えばタンクをつくるとか、配湯施設をつくったり事業を起こすことになれば、協議しなければならない。

余ったお湯を使うことはいい。ただ、どう利用するのか詳細が見えない中で、当局も把

握していない。これを使う時点でもう一度検討したいという意見もございました。

この請願については、風和の湯の営業終了後の排湯を使い、設備についても組合が負担するという考えで出されていると思う。夜間に利根川に捨てているお湯を利用したいという趣旨なので問題はないという意見がありました。

上牧温泉の活性化の努力は評価できます。いろいろな企画を考えながら地域おこしを行っていることを踏まえ、この請願は理解できますという意見があり、以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、請願第5号、風和の湯源泉排湯の活用についての請願書は、全会一致をもって採択することに決定しました。

以上、12月継続の陳情第3号、請願4号、5号のご報告とします。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

陳情第3号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて陳情第3号の質疑を終結いたします。

次に、請願第4号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第4号の質疑を終結いたします。

次に、請願第5号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて請願第5号の質疑を終結いたします。

これより陳情第3号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて陳情第3号の討論を終結いたします。

陳情第3号、猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、猿ヶ京温泉にサッカー場を建設する陳情書は趣旨採択することに決定をいたしました。

続きまして、請願第4号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて請願第4号の討論を終結いたします。

請願第4号、町道粟沢西線、上の原除雪推進及び消雪施設等の早期実施に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号、町道粟沢西線、上の原除雪推進及び消雪施設等の早期実施に関する請願書は採択することに決定をいたしました。

続きまして、請願第5号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は採択であります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて請願第5号の討論を終結いたします。

請願第5号、風和の湯源泉排湯の活用についての請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、請願第5号、風和の湯源泉排湯の活用についての請願書は採択することに決定をいたしました。

-
- 日程第7 議案第9号 みなかみ町墓地条例について
議案第10号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第11号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について
議案第12号 みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議案第15号 みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する等の条例について
議案第16号 みなかみ町立認定こども園条例について
議案第17号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例について

議長（河合生博君） 日程第7、議案第9号、みなかみ町墓地条例について、議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第11号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について、議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する等の条例について、議案第16号、みなかみ町立認定こども園条例について、議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてまで、以上7件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長小林洋君。

（厚生常任委員長 小林 洋君登壇）

厚生常任委員長（小林 洋君） 厚生常任委員長小林です。

議案第9号から12号、15号から17号、以上7件を一括にて、厚生常任委員会における審議の過程と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第9号、みなかみ町墓地条例についてをご報告申し上げます。

既に提案理由の説明を終了しておりますので、質疑に入りました。

年間管理料に対し反対意見はなかったのかに対し、説明会を2回実施し、反対意見はなかった。

以上、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、議案第9号、みなかみ町墓地条例については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、みなかみ町介護保険の一部を改正する条例についてをご報告申し上げます。

保険料の算定背景・根拠について説明の後、質疑に入り、意見として、保険料の上昇率が高過ぎるのではに対し、給付は3年間で徐々に増加し、保険料は、この3年間で賄える額として算定している。

質疑を終結しまして、討論に入り、反対討論では、高齢者にとって大きな負担になるので反対である。賛成討論においては、現行のままでは赤字になり、その赤字を先送りすれば将来の負担にはね返るため賛成である。

以上、討論を終結いたしまして、採決の結果、議案第10号、みなかみ町介護保険の一部を改正する条例については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてをご報告申し上げます。

既に提案理由は終了しておりますので、質疑に入り、質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第11号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、みなかみ町指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご報告申し上げます。

本件も既に提案理由が終了しておりますので、質疑に入り、質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第12号、みなかみ町指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、みなかみ町立保育園条例の一部を改正する等の条例についてご報告申し上げます。

既に関連において委員会で審議してきた経緯もあり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する等の条例については、全会一致をもって可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第16号、みなかみ町立認定こども園条例についてご報告申し上げます。

同じく審議を行ってきた経過もあり、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第16号、みなかみ町立認定こども園条例については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例についてご報告申し上げます。

同じく質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例については、全会一致をもって可決すべきと決定いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第10号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

次に、議案第15号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

次に、議案第16号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町墓地条例についてを採決いたします。

本案については、委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町墓地条例については原案のとおり可決されました。

(「議長」の声あり)

議長(河合生博君) 13番原澤君。

13番(原澤良輝君) 議案第10号に、みなかみ町介護保険の一部を改正する条例について、修正の動議を提出したいと思います。

議長(河合生博君) 説明を許可いたします。説明は簡明にお願いいたします。

13番(原澤良輝君) 委員会で付託されて審議をされておりますけれども、介護保険料のアップが基準で14.3%と非常に大幅なため、保険料を修正したいというふうに考えています。

議長(河合生博君) ただいま議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について、原澤良輝君外1名から修正の動議が提出されました。この動議につきましては、地方自治法第115条2及び会議規則第17条第2項の規定により、議員定数の12分の1以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。本案をあわせて議題といたします。暫時休憩いたします。

(10時11分 休憩)

(10時13分 再開)

議長(河合生博君) 再開いたします。

議長(河合生博君) 提出者原澤良輝君より提案理由の説明を求めます。

13番原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 13番原澤良輝。

議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について、修正案を提案いたします。

修正案の説明をいたします。

議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり修正する。別紙をごらんください。

赤い数字で書いてあるところが、修正をする場所です。

第3条のうち、1号中「2万4,800円」を「2万8,500円」に、2号中「2万4,800円」を「2万8,500円」に、3号中「3万7,200円」を「4万2,800円」に、4号中「4万9,600円」を「5万7,000円」に、5号中「6万2,000円」を「7万1,300円」に、6号中「7万4,400円」を「8万5,600円」に、同条の次に次の3号を加えます。1号に掲げるものは年額8万5,600円、8号に掲げるものは年額8万5,600円、9号に掲げるものは年額8万5,600円、2項として、1号に掲げるものの保険料の額は、平成27年から29年度までの各年度における保険料率は、同条の規定にかかわらず2万4,800円とする。

これが修正の内容です。

次に、修正の理由を説明したいと思います。

3ページ、4ページという資料がいつていると思うので、そこをごらんください。

今回、介護保険条例に修正を要請する理由についてですけれども、昨年末に介護保険の大枠が決まり、慌ただしい中で、短期間で、介護保険運営協議会でも十分協議できず、条例改正、予算提出の了解だけで引き上げを決めるのは拙速と考えております。暫定的に1年の保険料を改正するとか、時間をかけて来年見直しを運用することが必要なのではないかというふうに思います。

27年度の介護保険特別会計の予算書も同時に提出をされておりますが、予算書が不自然で、納得できなかったということです。予算と同時に提出した介護保険条例では、基準額が4万9,600円から7万700円に143%アップし、各階層は、第1階層の128%から、最も高い第9階層では162%と大幅に引き上げが提案されました。予算書では、25億3,000万円の支出の96%を占める保険給付費は、前年に比べて110%増加なのに対して、収入は、介護保険料だけが3億2,300万円から5億1,800万円と158%も大幅に増額をされた介護保険料が計上されています。しかも、収入合計は25億3,000万円で、前年に比べてこれも110%しか増加しておりません。

この議会にも介護保険特別会計の補正1号が提案をされています。基金から繰り入れた7,082万円は、711万円を基金に戻し、さらに、618万円を一般会計に戻しております。1,100万円近く戻したというふうなことになろうかと思えます。

27年度予算では、2,003万円を基金に積み立てる計画なので、年度末の基金は3,270万円に増加します。補正予算では、保険給付は22億3,300万円を計上しています。この数字は、現時点では26年度の決算に近いというふうに思います。25年度に比べ1億6,854万円の増加です。18年度から25年度までの保険費の増加は約40%です。年5%程度であります。27年度の予算を前提にして、保険給付費の増加率110%に過去の年5%程度を加えて、115%を各階層の旧保険料に乗じて新保険料を決めて、それに各階層別の人数を乗じて介護保険料の総額が決まります。27年度は3億9,

780万円になります。これでも補正の保険給付費程度なら、1億1,560万円を基金に積み立てができます。

介護保険協議会、厚生常任委員会での十分な検討と、国、県、他町村の1年間の運営状況を参考にして見直すことも必要です。国保会計では、53%を引き上げないと運営できないとの理由で大幅値上げをし、町民が苦慮しました。関係者がきめ細かな見直し作業に汗をかくことが重要でないかと思えます。

なお、厚生労働省は、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを不適切とする三原則を示していますが、2002年国会における当時の坂口厚生労働大臣は、三原則を乗り越えてやるのは絶対にだめだと言っていない、奨励はしていないが、皆さんというか、自治体の主体性を尊重していると答弁をしています。

景気回復が地方に及ばず、町民生活が大変なとき、介護保険料の5割近い値上げは、町民を一層苦しませ、115%の値上げでも基金に1億2,000万円が積み立てられます。北海道長沼町は、13億円規模の介護保険で1億円近く一般会計から繰り入れています。試算では、110%の引き上げでも約1億円の基金が積み立て可能です。さらに、29年度には国全体で約1,400億円の公費負担の増額が計画をされています。

以上の説明なんですけれども、一応、資料としてページ5、それから6、7がありますので、その説明も続いてさせていただきます。

一番左が町の提案で、9というのがあります。24年から26年度までが、6階層に分かれて、2万4,800円、2万4,800円、3万7,200円、4万9,600円、6万2,000円、7万4,400円ということです。

その隣の新階層が、1号から9まで書かれています。上下2段になっていますけれども、上段は減免額が入っています。正規の額というのは3万5,300円、2号が5万3,000円、3号が5万3,000円、4号が6万3,600円、5号が7万700円、6号が8万4,900円、7号が9万2,000円、8号が10万6,100円、9号が12万300円です。

その隣が、新旧を割り戻して伸び率が示してあります。

その隣は、被保険者の人数の比率です。ちょっと欄が飛んじゃって、見分けけれども、人数については、右側の保険者数の欄にあります。その隣の保険料の増加率というのが1.15というふうにありますけれども、先ほど説明した修正額がここに示されています。

その隣は、介護保険料の総額ということで、厚生常任委員会に示された資料で、人数の各階層ごとの配分がありますので、27年度は7,143人、28年度が7,169人、29年度が7,143人ということでもあります。それに1.15%の価格を掛けて試算したのが、介護保険料総額というところなんです。各階層ごとに掛けて、トータルで27年度の保険料の総額は3億9,878万1,700円、28年度の総額が4億63万8,200円、29年度の総額が4億125万4,600円ということになります。

次に、6ページの説明をさせていただきます。

6ページについては、介護保険の収入項目と、それから支出項目、それから基金の年始

年末というふうな形で、18年から25年度までの決算と、それから26年度の補正予算、それから26年の予算と27年の予算、それから27年の予算の対前年比、それから介護保険の試算額という欄で3年間、それから28年度の決算と18年度の比較、それから27年度の試算値と26年度の予算の比較というふうな形で書いてあります。

ごらんのように、決算、補正予算というのは、資料なり決算書からの転記であります。ごらんのように、27年度予算の保険料というのは5億1,008万円です。ここは6表は単位が万円になっていますので、ちょっと気をつけていただきたいと思います。26年度の予算の3億2,300万円に対して、比率として158%の伸びになりますというふうなことであります。それと、トータルとして収入の計というのは25万3,000円で、前年に比べて110%の伸びということです。

それから、支出のほうの保険給付費ですけれども、24万2,019円で、前年比110%です。保険給付費の支出に占める割合というのは96%で、大部分保険給付費ということです。これの多い少ないによって介護保険の運営が決まるんじゃないかなというふうに思っています。

一応、予算ですので収支は同額というふうなことで、実際は基金のところは、27年のところで1,257万円、2,003万円を基金に繰り入れると3,270万円になるというふうなことであります。

先ほど5ページのほうで計算をしました介護保険料の総額というのが、介護保険会計試算額の介護保険料というところに来ています。27年度が3億9,878万円、28年度が4億6万4,000円、29年度が4億125万円というふうな形になっています。

一応、その下の各項目は、27年度の予算をそのままスライドさせております。

2の保険給付費というのは、一応、26年度の補正後の介護給付費を入れてあります。したがって、このところは同額が29年度までいっています。いろいろ入れ方については意見があると思いますけれども、こういう形にして、どのくらい余るかというのを計算して、5の支出の積立金のところに、余った場合は掲げております。これが29年度は1億1,563万円、28年度が1億1,750万円、29年度が1億1,811万円ということです。

介護保険料というのは、その年によって違いますし、過去平均5%ずつ伸びているということで、同じというふうに入れてあるんですけども、その分は基金繰入額というところに入れてありますので、ふえた場合はその基金繰入額は少なくなるというふうな形で理解をしていただければと思います。この計算ですと、基金の残高が27年度で1億2,830万円、28年度で2億4,580万円、29年度で3億6,391万円という形になりました。全体として、人数の割合が変わりますので、115%で保険料を設定しても、全体としては123%になりました。

あと、7ページです。

全協で厚生労働省の説明の三原則があって、一般会計からの繰り入れはできないんですよというふうな説明をされているんですけども、それに対して、実際には全国でも3けたの団体が、自治体の主体によって繰り入れをしているというふうなことです。特にここ

に取り上げましたのは、人口1万2,000人の北海道長沼町の例なんですけれども、予算規模で13億という介護保険の規模なんですけれども、前回のときは1億円、今回の第6期は8,000万円を繰り入れるというふうな形で進めているということです。

厚生大臣の回答が一番最後のところにあると思います。自治体が3つの原則を乗り越えてやるということも百幾つかあるわけで、それでもなおかつそこを、3つの原則を乗り越えているのは、それは私たちの言うことからみ出しているから、それは絶対だめだと、やめろということまでは言っていない。三原則を越えてやることは、私たちは、国は奨励をしていないが、皆さんというか、自治体の主体性を尊重していると、こういうふうな回答をしていることをつけ加えさせていただきました。

一応説明をさせてもらいました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（河合生博君） 提出者原澤良輝君の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

本修正案について質疑はございませんか。

10番林君。

10番（林一彦君） この問題は、議案第10号の介護保険の一部を改正する条例についての修正動議なんですけれども、急に、まあ修正動議というのは急なものなんですけれども、数字を言われてもなかなかわかりづらいところがあるんですが、一応、委員会の中では、今までこの介護保険は県内でもすごく低い水準にあった。このままでいくと貯金もう底をつくし、県から入ってくるのもないという中で、破綻してしまうと。それで、これだけ値上げをするんだということで了解されたわけです。

今のこの修正動議を聞かせていただきますと、この最初に提出したものと今回の額の差を一般会計から繰り入れる。その原則の中で、一般会計から繰り入れちゃだめだよというのを、例外もあるからこれでしのいでいきましょうと、そういった解釈でよろしいですか。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 林議員にお答えします。

一般会計から繰り入れろというふうなことじゃなくて、115%で十分やっていけるんじゃないかなというふうに思います。

まず、27年度の予算を見ていただくとわかると思うんですけども、介護保険料だけ2億円ふえています。実際に当局が説明されたのは、3カ年をまとめて一括で料金を決めるので、当然、介護給付費が、保険給付費が上がりますので、第1年度目の27年度は余りますよと。余裕があるように設定していますので高くなっていますと。28年度のときがちょうどいいぐらいで、29年度は足りなくなりますよと。その足りなくなったのを29年度に埋め合わせるので、3年間にならずとちょうどよくなりますよというふうな説明を当局は多分委員会のときにしているの、私も傍聴していたので聞いているんですけども、そういう説明になろうかと思います。

27年度の予算をみますと、基金に余ることになってくると、29年度でもし足りなくなってきた場合に、27年度で余った分を基金でためていくか、繰り越して残

しておくかしくちやいけないんですけども、実際、予算案を見ると、2,003万円を基金に繰り越すしか、予算案をしていない。そうすると、その2,003万円を繰り越しておけば29年度は間に合いますという、この説明というのは絶対に間違いだと私は判断しました。

というのは、じゃ、どうなのかということを考えてときに、20億3,000万円の予算の96%を占める介護給付費の検討というか試算が間違っているんじゃないかというふうに思って、それはそんなにかからないでしょうと。実際に今回の補正予算が、介護保険の補正予算が出ている22億3,300万円というのは、これはもう26年度の決算に近いですから、それから5%とかこういうふうにふえていくのが、大体の29年度までの経過です。いろいろ、これから団塊の世代が入ってきてふえるんだというふうな説明もされる人もいますけれども、それはその次の第7期のときに入ってくるわけで、それはそのときに検討しなくちゃいけない。

それからもう一つ、私のほうは、その27年の予算を見ただけということじゃなくて、29年度は消費税を10%にするんだよというふうに政府は言っていて、そのところは、消費税の増税分を、今の段階で約1,400億円を各町村に介護保険料のために配りますよというふうな約束というか書き物をして、今回の委員会の説明の資料にも入ると思うんですけども、そういったことを考えると、一般会計から繰り入れというふうなことはしなくても間に合うんだというふうに判断をしています。

議長（河合生博君） 林君。

10番（林 一彦君） その一般会計からの繰り入れをしたこの自治体のものが後ろにこうついているんですけども、こういったことをすると国や県からいろんな指導があるんじゃないのかなと考えるんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） それは国のほうとしては一定の基準を出しているんですけども、県なり各自治体というのは、相当の個々の事情もあるし、人口構成も違う、そういうことがあると思うので、それを絶対にやっちゃだめですよみたいな反対をすると、じゃ、国が面倒見てくださいということに、多分、大臣のところに戻っていくので、そういうふうに大臣は逃げているんだと思います。

議長（河合生博君） ほかにございますか。

林君。

10番（林 一彦君） 3つまでですよ。

議長（河合生博君） そう。3回目か。

10番（林 一彦君） それで、一般会計を繰り入れた場合に対して、この出してきた自治体は、これをずっと続けているんですか。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） ずっとという、先はちょっとわからないですけども、前回第5期と今回の

6期、それはそういうことで続けていくということです。これからはまだわからないですけども。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

16番小野君。

16番（小野章一君） ただいま原澤議員から修正案の提出がありました。今回、町の提案するものにつきましては、この負担能力に応じた段階の設定ということであります。今、修正案の中にあるように、ここに赤字で記されておりますけれども、いわゆる非課税世帯、また課税世帯ということの中での段階の中で、6階層から今回9階層ということになっておると思いますが、ここにある、7号、8号、9号に掲げるということの中で、同一の8万5,600円ということはどういう意味をあらわしますか。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 軽減ということで、1号のところは2段階にして、上がっていないというふうな形での設定をして、7、8、9というのは、前回の6段階のところであっていただけですけれども、それを今回の場合は、一番上は16.2%までいって、いっぱいお金持ちからさくさん取るというふうなあれがあったのかなというふうに思います。基準額が7万7,000円で、あとは12.5とか15.0とかという形で、その基準もわからないんですけども、そこはあえて差をつけてなくてもいいんじゃないかというふうな形をもって、同額にしました。

議長（河合生博君） 小野君。

16番（小野章一君） それぞれが、特別会計の関係の保険料、国民健康保険を含めてですが、それぞれの階級に保険料が設定されると思いますけれども、やはり互助の精神というものは、65歳を超えた者がそれなりの段階にあって、例えば課税の中で120万未満ということと、また第9層にあっては、290万以上というものの幅があると思います。そういうところでは、やはりその互助の精神ということになり、また、そういった関係で、多く働いて所得がある方はそれなりの負担をさせていただいても、助け合いの中でいいんじゃないかという私の考えでありますけれども、そこら辺の理由をお聞かせください。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 互助の精神ということで、全然払わないでサービスを受けるというのはやっぱりうまくないということで、最低限でも2万4,800円という形で設定をしてあるので、どこまで取るかというのも難しいところだなというふうに思っています。

議長（河合生博君） 小野君。

16番（小野章一君） 1つは、いろいろな中で、原澤さんの活動する共産党におかれましては、大企業優先というようなこと等が多く語られておるわけでありまして、そんな関係もある中で、こういったことが修正案として出される中で、7、8、9という段階で、こういったところを、今回の県というか町の知らされた、細分化した、分割した中において、やはりそれなりにいただきましょうということが根本だと思っておりますけれども、共産党の言われるとこ

ろは、大企業優先ということを常にうたって物事をなしているという部分、感銘するところもありますけれども、この関係につきましては、この額を示す8万5,600円というところで、この4階層が同一の保険料ということはどうも認められないということが私の観点でありますけれども、お答えください。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 私どもが大企業と言っているのは、基準的に言うと、資本金10億円以上というふうな形になっていて、ここのところが同額になったからって、そういう大金持ちを優遇するって、そういう意味じゃないので。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

5番小林君。

5番（小林 洋君） 資料の6ページの計算資料のほうを見させていただきますと、下の真ん中のところの給付費を、当局提案より低くそこを見ているわけですが、上の国の支出金、県の支出金は当局と同じ額で見ている。この辺の計算、当局のほうの計算は間違っていると言うんですが、これは給付に対してのこちらは支出金が決まってくると思うんですが、これを同額でずっと見ているというところの根拠はあるのかということなんです。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 先ほどもちょっと触れたような気がしたんですが、説明が悪かったのかもしれない。27年度予算を見たときに、片方は保険料が5億1,008万円と15.8%に伸びているんですが、これはもう3年間一緒なんですね。もうこれでいくと29年度も、人数は変わるのでその辺は変わるとは思いますけれども、5億1,000万円しか集まりませんよというふうな形で上限が決まっちゃうというふうな形になっています。3年間を見積もって料金を設定しましたということは、27年度は余り、28年度はちょうどよくて、29年度は足りなくなると、こういうふうなことは説明で多分わかると思うんですが、支出のほうを見た場合に、支出の25億3,000万円の96%を占める保険給付費が24億2,000万円ですね。そういうことに設定されているので、29年度に回すべき財源が、繰り越す財源がなくなっているというふうなことで、そこは、この保険医療費のところはちょっとやっぱり過大に見積もっているんじゃないかなというふうに思います。そういうことでしたんです。

そここのところは、非常に当局のほうも多分悩んでこうにしたんだと思いますけれども、私のほうが同額にしたというのは、この同額にすることによって、どのくらい余って基金のほうに持っていけるのかなというのがわかるように、試算を同じにしてあるわけです。ですから、そういうふうな意図を持ってここは、わざわざというか、26年度の補正予算と同じにして、その結果、どのくらい基金のほうに持っていけるかというふうなことで、例えば過去の例にのって5%ふえたとすると、その5%ふえた分が基金のほうに持っていけなくなって、積み増しますよという結果にはなろうというふうに、そこは変わるというふうに思っています。

議長（河合生博君） 小林君。

5 番（小林 洋君） 何か基本的に非常に不安を感じる見積もりなんですけれども、基本的に、国、県からの支出金の考え方はそういうところでのいいのかというのと、何か、先ほどの説明も含めて、もう一般会計を入れるのがありきというように感じておりますが、確かに自治体もそういう入れているところもあるでしょうけれども、県、また国の会計監査等を受けて、これは継続等はなかなかできなくなっているものだと思いますし、厚生大臣なんかの答弁にしてみると、もう結局あなたたちが負担するんだから、国が負担するわけじゃないから、あなたたちができると言うならいいですよというだけのことであって、だから原則なだけであって、それはもう絶対だめですよとは、自分たちは出さないんだから言いませんよね。そういう一般会計から繰り入れてもいいよという意味は、それは絶対だめですよとは言いませんというのは、あなたたちが自分たちでけつを持つならというか、責任を持つんであればいいですよということですよね。

やっぱりその三原則があるというのは、やはりいろんな社会保障も含めて、それありきでやってしまうと、財政面、また将来の、また未来の子供たちやこれから負担していく人たちにツケを回すことになっちゃいますよという意味で、基本的に三原則があると思うんですが、その辺、2点、どうでしょうか。ちょっとその程度のものは、もしもあれだったら担当課のほうからも聞いてみたいですけども。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 7ページ目をつけたというのは、一般会計から入れるというのを原則としてつけたわけじゃないです。この間、全協で当局というか担当課が説明されたときに、国のほうからこういうふうな三原則を言われていますよ、一般会計からは入れられませんよというふうに言われ、説明だと、しょうがないのかなというふうに思っちゃう人がやっぱりいて、そういう意見も言う人もいたというふうなことで、いや、そういうことじゃなくて、絶対に入れられないんじゃないで、実際はその自治体の事情によって入れることも可能なんですよという意味で、7ページ目をつけさせてもらったんです。

ですから、私のほうが、この15%のアップで余分に見ている24億円が110%で、それにプラス平均の5%まで加味しているので、一般会計から入れなくても大丈夫だというふうな形で予算を立てさせてもらっているんです。

ですから、その7ページ目というのは、この前、全協で当局が資料を出して説明したときに、それがあるんじゃ、足りなくなったときは借り入れしなくちゃいけないで、借り入れすれば利息を払わなくちゃいけないから不利になりますよというふうに判断される方がいたので、その資料もつけさせてもらったと。一番最後につけさせてもらったと。そういう意味でつけたので、一般会計から入れるというのを前提にということじゃないので、ご了承を願います。

議長（河合生博君） 小林君。

5 番（小林 洋君） 足りなくなれば、基本的には基金から借り入れをして補充しなくちゃならないということでありまして、それは利息だけじゃなくて、借りた分も次の期でそれに乗せ

て返していかなくちゃならないという責任を負っているわけですよ。それは先ほどの中で第7期の問題ということもありましたけれども、これから平成30年ちょっとまで、人口は減っていきますけれども、この世代というのがピークを迎えていくわけですよ。やはり6期、7期というのは人口動態的に負担がふえていくというのはもう見えているわけですよ。そういった中で、お互いに計算方法が信頼できないと言い合っていれば切りがないんですけども、万が一足りなかった場合には、それでは、基金のほうから借金をするというところでよろしいんですか。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 当局の説明ですと、今までいろいろ基金を繰り入れたり何かしてやってきたんですけども、みなかみ町は相対的に低かったんだから、今回大幅に上がっても仕方ないんだよという説明だったと思います。ですから、本来ならば、最初に聞いたときは、そういう形で特殊な事情があるならば、今回は一般会計のほうから入れて、アップ率を下げたほうがいいんじゃないかなというふうに考えたんですけども、ただ、当局の説明のまた別の説明で、3カ年間やってするので高くなるんだよという説明を聞いて、それをもとに27年度の予算書を見たときに、じゃ、3年目の29年度のときにこれだけ足りなくなる予想のときに、27年度で全然基金にというか、2,000万円積み込んでいるんですけども、それしか積み込んでいないので、そういう説明は成り立たないんだなというふうに理解したので、再度、115%の価格設定で大丈夫だなというふうに計算をしたと。以上です。

議長（河合生博君） ほかに。

久保君。

15番（久保秀雄君） 細かい数字は別にして、基本的なことではちょっとお伺いをしたいと思います。

1つは、これは介護保険の特別会計と、こういう形になっているかと思えます。特別会計というのはどういう認識を持っているのかなと。この保険制度そのものが、先ほどから出ていますように、お互いの助け合いの組織だと、こういうふうに私は理解をしています。

それから、共産党の皆さんは今日まで多くの場で、特別会計については、特別会計で運営するのに無理があると、一般会計でやるべきだと、こういう主張をしてきたかと思えます。それで、今回出されているのは、一般会計の中で運営していただけますよと、こういう説明だと思います。そのときに、仮に一般会計から入れるんだとすると、例えば一般の住民にすると、今まで介護保険税と、こういう形で支払っていたのが、今度、町民税だとか所得税だとか、そういう形で名目が変わるだけで、実質的には同じになっていくんではないかなと、そんな感も持っています。その辺の認識をまずお願いしたいと。

それからもう1点、先ほど林一彦議員の答弁の中で、29年度から消費税が当てになりますよと、こういう答弁をいただきました。共産党の皆さんは、今まで消費税そのものが絶対反対なんですよと、こういう立場を堅持されてきたんだと思えますけれども、それらの方針転換をするのかどうか、まずその辺についてお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 非常に高度な質問をされるので、回答はなかなか難しいかなと思います。

特別会計とかそういう会計自体で、たしか、独立にすることは難しいというふうな言い方をした会計もあります。例えば下水道会計というのは、10億円の予算なのに対して50億の借入金、現在でも、5%以上はなくなったんですけども、4%台が三十何本というふうな形で地方債というか借金をしています。その利息は、大体1億円、毎年払っているんです。実際に今年度の26年度とか25年度の決算も、25年度が49億円で、26年度が48億円、今回の予算でいくと47億円になるというふうな形で、地方債が減ってきているんです。ですから、大体40億円近くで、毎年借りたり返したりしていると。借りるのは、ことしは2億7,000万円借りるんですけども、1億3,000万円は、平準化ということで、借金を返すための借入れをしているというふうなことで、なかなか、何十年、30年とか40年たたないと元金が減らなくて、借金を返し続けるというか、利息を返し続けるみたいなことになっているので、そういうこと自体だと、なかなか独立会計とするのは難しいよという、そういう提言をさせてもらっているんです。

特に下水道なんかの場合は、みなかみと沼田市が該当しているんですけども、山とか川とかあって水路も大変なので、施設がかかわると。いずれにしても、黒字になるのは難しいと。県営の流域下水道なんだけれども、前橋とか太田とか、平坦で人口の多いところは黒字になったから、もう補助金をやめましょうというので、こちらのほうも一連にやめるというふうな県のほうの提言もされているので、そういうことじゃ、なかなか、山のほうの人たちは高い下水道代を払わなくちゃいけないと。そういう事情もあるので、そういう提言をさせてもらっているんです。だからそのもとを切れば、例えば半分ぐらい公債というか公債費になるというふうなあれもなくなるんじゃないかなというふうに思って、提案させてもらいました。ですから、特別会計が全部悪いというふうな形ではないです。考えているわけではありません。

あとは消費税の問題ですね。別に消費税は、消費税に頼らない財政運営はできますよという提案をしています。ですから、ただ、実際問題として、そういうふうに入れるんですよというふうな提案をしているので、その事実を、消費税に反対しているから認めないということじゃなくて、そういう事実はありますよと。ただ、消費税増税に頼らなくても経済運営なり政策はできますよという提案をさせてもらっていますし、それに対する我々の考えが変わっているということではありません。よろしく。

議長(河合生博君) 久保君。

15番(久保秀雄君) 今、下水道会計を例にとっていろいろ説明いただきました。我々も、下水道会計が、大きな数字が借財として残っていると、この処理をどうするかというのは大変頭を痛めているところだと思います。

ただ、今まで言われてきたのは、それだけ借財が多くて対応し切れないから全て一般財源でと、こういう話になると、それがただ数字が特別会計から一般財源に移るだけで、中身は一向に変わらないんだよと、その辺の対応策がまず1つ必要というか、どのような考えを持っているのかなと。

それともう一つは、資料の中で、一般会計から特別会計の中に入れられますよと、こういう事例というのか、坂口厚相の答弁というのか、それを紹介していただいています。先ほど冒頭申し上げましたように、特別会計というのはどういう意味合いを持っているんですかと。確かに入れてはならないとは書いていないんですけども、政府の指導その他も含めて、適当ではないと、公正さを保つためにも避けてくださいと。これは、共産党の皆さんが言ってきたブラック企業、一口で言えば法のすき間を縫うやり方なんだと、私はそういうふうに思います。

我々は町民の代表として、いろんな背景というか、自分の後ろに背負っている背景があります。また、いろんな主義主張があるんです。だからそれは、意見を交わすことは一向に構わないと思います。我々は、町をよくする、町民に期待をされるというのがある。認めてもらえる、そういう立場なんだろうと思います。そういう立場からすると、先ほど言った、法のすき間を縫うと、これは我々がしてはならないことなんじゃないかなと。そう思うのは私自身だけではなく、多くそういう人がいるんじゃないかなと、そんなふうに考えています。その辺のところを原澤議員にお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 一般会計から繰り入れるというふうな問題は、今回の問題では一応資料をつけたというのは、先ほど説明したときに、そういうふうに理解する議員の方もいるんだなというふうなのがありましたので、そうじゃないんだよというふうな意味でつけさせてもらって、今回は足りないから入れるんだということではありませんので、これで、15%で足りすよというふうな私の説明だったんですけども、説明が悪ければ申しわけないんですが、一応そういうことです。

先ほどの下水の借金というか地方債の問題なんですけれども、どっちにしろ使うんだというふうな言い方をされたんですけども、やはり現在は、5%とか7%、6%という高い利子のやつは一括返済がオーケーになったので、借りかえした。ただ、先ほども言ったように、4.8%から4.7、4.5、まあ4%台が三十何本あります。それに対して、今の周りの利息というのは0.00ぐらいというか、0.0幾つというのが、大体、銀行に積んでおいてもそれくらいしかないでしょうと。だからそういった面では、例えば50億なら50億なんですけれども、町の貯金が70億円あるとすれば、その分の高いところ分ぐらいはやって交渉できればいいかなというふうな思いから、そういう提案をしているんです。

ただ、変な言い方ですけども、貸し付けしている団体が職員を抱えているので、その運営費を出さなくちゃいけないので、それを繰り上げ返済すると損害賠償をかけられて、実際に後で払った利息と同じのを取られちゃうという現実があるので、そこのところは、またそういうことがないように、ちゃんと返せるような努力をしたいなというふうに思っているところです。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第10号の修正案の質疑を終結いたします。

これより本修正案について討論に入ります。まず、修正案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

6番林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 6番林誠行です。

議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例に対する修正動議に賛成の立場で発言させていただきます。

介護保険制度は、2000年4月、「介護の社会化」のスローガンを高く掲げてスタートしました。発足当初から体制の不十分な中のスタートで、保険あって介護なしと言われ続けてきました。さらに、施設入所では待機者がますますふえる状況にあります。

そうした中、昨年6月に国会で成立した医療介護総合法で、社会保障予算の聖域なき見直しにより危機に直面しているのが、医療と介護の分野です。町も国の悪政により苦しめられているのは理解できます。しかし、住民税非課税世帯など低所得者に一気に40%以上もの負担増を押しつける引き上げには承服できません。

昨年の年金引き下げでも、多くの高齢者の怒りが広がっておりました。今回の介護保険料、この引き上げにより、町への不信感や議会に対する不満が噴出すると思います。この修正動議を経て、十分な論議、検討を行い、高齢者に少しでも納得していただけるような保険料にしていこうではありませんか。

議員各位の賢明なる判断をお願いし、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

4番石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 4番石坂、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま提出されました修正動議、介護保険制度の一部改正について、賛成の立場から発言させていただきます。

この介護制度は、第5の社会保険として2000年にスタートしました。その介護保険法第1条では、要介護状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとしております。

しかし、これまで見直しのたびに保険料の引き上げがされてきました。また、給付費がふえれば保険料にはね返る仕組みになっています。

さきに委員会に付託され、基準額を7万7000円とした改正案では、およそ3分の1の住民税非課税の高齢者に対しては、約42%から43%に引き上げになります。安心して老後を暮らしたいと誰もが望むことですが、社会保障制度が改悪される中、この願いの実現がますます難しくなってくるのが実態かと思えます。

さらに、大幅な値上げが伴う条例改正でありながら、事前に何ら説明もなく、資料の提出もないまま、いきなり議案が出されるという、考えられない対応にも大いに疑問を感じるところであります。到底、町民に納得を得ることができないと思います。

そうした中、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、減額を行うこの修正動議に賛成いたします。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

1 番高橋君。

（1 番 高橋久美子君登壇）

1 番（高橋久美子君） 1 番高橋久美子でございます。

先ほどの介護保険条例の一部を改正する条例の修正する動議について、反対の立場から意見を言わせていただきます。

介護保険制度は、ご存じのとおり、介護が必要になった高齢者やそのご家族を社会全体で支えていく仕組みです。介護が必要になるのは限られた人だけでなく、誰にでもその可能性があります。このようなリスクを多くの人で負担し合い、万が一介護が必要になったときにサービスを受けられるようにする制度であります。

今回、当局が上程している条例は、介護保険制度の創設時から年々ふえ続けている、高齢者のうち介護が必要な方に対して、適切に介護サービスが受けられるように配慮された内容であると考えられます。

また、今回の介護保険の保険料の設定に当たっては、介護保険事業のサービス見込み数量を含む、これからの町の高齢者福祉施策の計画となる第6期介護保険事業計画を、第1号及び第2号被保険者や医療・福祉の従事者並びに町内の福祉関係団体の代表者などで構成される介護保険運営協議会で幾多の論議が繰り返され、ご承認いただいたものであると思います。

今回提出された修正動議の内容は、過去の決算などから想定される数字を用いて今後の収支を予想するといった安易な算定により導き出されたものであり、その真意は、本当に介護を必要とする方にとって、また、制度の趣旨にのっとった考え方なのかを疑わざるを得ない内容であります。

確かに今回の上昇率は以前とは比較にならないものでありますが、言いかえると、今まで基金として積み立ててあった蓄えにより、26年度の保険料まではやりくりができていただけに過ぎず、今後の看護問題を考えるに当たり、町当局の考え方を根底から否定するやり方では、第6期の計画期間における保険給付費の支払いに窮し、その結果、安定化基金の借入れによる運営により、第7期で第1号被保険者の保険料の増額をさらに上乘せすることにより、一層高齢者の負担を強いることが明白であります。

さらに、政令により制度化された仕組みの枠外で、低所得者の保険料軽減に要する費用を一般財源から特別会計に繰り入れることは適当でないとの見解、いわゆる保険料の三原則の遵守が指摘される中、全国の保険者のうち、これを遵守していないところは若干あるものの、その数は年々減少し、全体の2%弱であります。

被保険者の公平性確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないということが指摘されているにもかかわらず、今回、このような手法を安易に取り入れることは、被保険者以外の納税者に対する説明責任をどのように果たすつもりでいるのかを改めてお尋ねしたいところでもあります。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続ける社会の構築を目指している介護保険制度を継続させていくためにも、また、円滑な運営の持続により、利用者に対する必要なサービスが提供できる環境づくりのためにも、本修正動議に反対するものであります。

以上、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げまして、私の反対意見といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて本修正案についての討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の修正案についてを起立により採決いたします。

まず、本案に対する原澤良輝君外1名から提出された修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立少数であります。

よって、議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例の修正案については否決されました。

暫時休憩をいたします。再開を11時30分にいたします。

（11時17分 休憩）

（11時30分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

議長（河合生博君） 修正案については否決されましたので、これより議案第10号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 10番林です。

この議案第10号、介護保険条例に賛成討論を行います。

介護保険とは、介護を必要な人にかかるお金をこの町の40歳以上の人たちがお金を出し合って支えていこうという制度です。今までその貯金があったので、この介護保険料は県内でも低い位置にありました。それが、その貯金がだんだん減ってきて、底が見えてきました。その中で、県からの交付金もなくなって、現行のままの制度でいくと、この貯金

がなくなってマイナスになってしまう、これが借金になってしまうということです。町のお金をそういうのには入れてはいけないという大原則がございますので、これはどうかといたら、値段を上げていくしかないというところでもあります。

次に、今回これを認めないということは、その借金のツケをまた次に回していただくであって、何の解決策にもなりません。支える人の人数もだんだん減ってきているにもかかわらず、まだ体力のあるうちに今値上げをして、その基金を積み立てたり介護をしていったらどうかというのが、今回の改正の趣旨であります。

ですので、次へ次へツケを回すのではなく、子供、孫の代にツケを回すのではなく、今回、この改正をした料金で介護を支えていくというこの条例改正に賛成いたします。

以上です。

議長（河合生博君） 議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第10号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については可決されました。

これより議案第11号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

議案第12号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町立保育園条例等の一部を改正する等の条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町立認定こども園条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町立認定こども園条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第8、議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) それでは、議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

既に提案理由の説明はされておりましたが、担当課より再度説明を受け、質疑に入りました。

概要説明で、管理代行制度は、これまで業務委託することができずに事業主体のみが実施することができた、公営住宅法が定める事務について、公営住宅法の改正により、ほかの地方公共団体または地方住宅供給公社に限り、事業主体にかわって行うことができるもので、町としては、群馬県住宅供給公社に管理を委託したい。現在、みなかみ町には団地数が11、RC構造29棟、木造17棟、計46棟あり、戸数は521戸、414人が住んでいる。期待される効果として、計画的な代行修繕業務の推進、家賃徴収体制の強化、緊急連絡受け付け体制、管理対応及び修繕内容等の品質の均質化、入居募集情報の提供、地元雇用の拡大が期待されるとの説明の後、質疑に入り、質疑では、近隣自治体の対応と、今後、人口減少に伴い仕事量が減っていくことが考えられるがその対応はに対し、町村で委託しているところはなく、棟数は渋川市より多く、みどり市より若干少ない。業務の中で仕事量が減れば、人数も減らすようになると思う。計画では4人の予定だが、なれてくれば3人でも大丈夫ではないかと考えている。

アウトソーシングによる役場内の経費が減っても、外注費がふえれば意味がないのでは。

心配されるのは、契約期間の見直しができるのかどうかということだがに対し、契約は3年から5年間で見直しをする予定である。希望があれば伺いたいという話がありまして、意見として、3年では状況がそれほど変わらないと思うので、5年くらいが適当ではという意見がありました。

長寿命化事業の完了期間と、観光センターや観光会館なども管理委託できるのかという問いに対し、今回の契約は町営住宅だけであり、長寿命化は毎年繰り返しているので、10年ぐらいで一巡するが、壊さないでいると、また行うようになる可能性がある。

管理代行について、現在15%で、10年後において17%になる仕事のウエートはという問いに対し、洗面台の交換や浴室内の防水など、年数が過ぎるほど細かいところまで修繕しなければならないので、ウエートは高くなる。

町営住宅のリニューアル等で地元の業者は入れるのかという問いに対し、その点も打ち合わせており、業者の選定は町で行うので問題ない。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第31号のご報告といたします。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第31号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)について

議長(河合生博君) 日程第9、議案第46号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本案については既に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第46号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

これより議案第46号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより議案第47号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、平成26年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

議案第48号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

これより議案第48号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

これより議案第49号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 平成27年度みなかみ町一般会計予算について

議長（河合生博君） 日程第10、議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） 総務文教常任委員会委員長の阿部賢一です。

それでは、本委員会に付託をされました議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本案につきましては既に提案理由の説明がなされておりましたので、直ちに質疑に入りました。なお、質疑につきましては、連合予算審議会におきまして、全議員出席及び各課課長、次長及びGL以上の職員を説明者に迎え開催されておりますので、詳細につきましては省略させていただき、重立ったものをご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出をそれぞれ138億2,000万円とするものであります。

質疑におきましては、山形県鶴岡市内の町有地管理事業について質問があり、現地の地元の方に管理を委託しているということで、職員が毎年その地に出向いて状況を確認している。処分は考えているのかという問いには、選択肢としてあるが、どのような形でか活用していくよう考えている。

高原千葉村施設等整備事業について、改修基本設計委託料の内容は。現在は議会でも特別委員会を設置しておりますが、千葉市と事務レベルで協議を進めている。町としては、今ある施設を直した状態で譲渡してもらえらるなら前向きに検討したいと伝えてある。条件が整った場合に、早期に基本設計をする必要があるということから、予算計上している。協議の結果を踏まえた上で予算執行していきたい。財源には千葉市からの負担金を充てることを想定している。

水上支所管理運営事業について、支所の扱い等の議論がなされているが、これからの支所のあり方、機能、所在地等をどう考えているか。支所だけではなく、水上社会体育館や水上公民館等の施設をどうするのか、検討委員会等を設置して考えていかなければならない。

ふるさと納税推進事業について、寄附者に対する特典の内容、また、寄附金額に対する特典の率はの質疑に、町の特産品や農産物を広く情報発信することを考え、それらを活用したい。また、率については、おおむね5%程度を予定している。

平成26年度は移住定住促進の補助金を計上していたが、27年度は計上していないのはの問いに、平成27年度は空き家等活用促進事業補助金に計上している。

友好都市交流事業について、さいたま市都市間交流推進連絡協議会負担金の計上があるがの問いに、さいたま市の交流先は、水上町、南魚沼市、鴨川市となっている。交流の内容は、さいたま市の浦和まつりにあわせ、首長、議長、民間代表者が協議会に出席し、それぞれ情報交換を行っている。また、浦和まつりには、水上小学校の金管バンドも特別参

加させていただきます。

母子会活動支援事業について、町内の母子家庭と母子会にどれくらい加入しているのか、また父子家庭数は。平成23年度、母子家庭数は187世帯、父子家庭は28世帯である。母子会の加入率は22.99%である。

防犯カメラ設置工事費が計上されている。設置場所と台数は。設置場所については、平成26年度に後閑駅北側踏切、地下道、歩道橋、水上公民館の3カ所、27年度はまだ場所は未定であるが、台数は3台予定している。録画可能時間は1週間、1週間後にカードを回収し、1カ月間程度保存する予定である。犯罪抑止の観点から事業を継続していただきたいとの意見がありました。

子育て世代臨時特例給付金事業について、平成27年度の給付額は1世帯当たり3,000円となる。

また、ひとり暮らしの高齢者配食サービス、紙おむつ支給事業の内容はについての質疑には、ひとり暮らしの配食サービスの事業については、在宅福祉サービスの一環として、安否確認を兼ね、週1回昼食を支援するものである。27年度の対象者は107名を予定している。また、紙おむつ支給事業については、社会福祉協議会に委託し、市価の3分の2で紙おむつを購入できるとの説明を受けました。

工場設置奨励補助金交付事業の内容は、町内に進出いたしましたヤマキ株式会社に対し、固定資産税額を算定根拠とし、条例に基づき交付するものであるとのお答えをいただき、諏訪峡歩道橋整備事業については、計画どおり工事ができなくなったが、観光資源として有効活用が図れるよう、今後検討していく。

たくみの里予約センター運営事業について、平成26年度は委託費として計上していたが、27年度は補助金となるその理由はについて、委託先は予約手数料の収入があることから、自立して運営していただきたいため、補助金での計上とした。なお、その委託先は農村公園公社である。そして、手数料の管理も、同じく農村公園公社で管理しているとの答弁でありました。

養蚕業展示活動補助金交付事業について、観光振興に資する部分があると思われるが、農林水産業に計上している理由はの問いに、やはり観光関係ともかかわりがあるので、28年度以降の予算計上方法については、観光課と協議をして進めていくとの答えでした。

月夜野総合グラウンドサッカー場整備事業について、周辺設備の整備等も含め検討をしているのかの問いに、サッカータウン構想を受け、月夜野総合グラウンドに人工芝のサッカー場を整備する。フェンス、照明、トイレ等も含め検討している。駐車場の整備は含まれていないとのことでありました。

総括といいますか、その中で、前年度予算比較の民生費が約5億1,300万円の増額、衛生費が約4億3,100万円の減額となっている要因はの問いに、民生費については、今度、月夜野に建設予定でありますこども園建設支援費の増、衛生費については、ごみ処理施設解体費の減が主な要因であるとのことでした。

小口融資関係の、最近の社会情勢の中での経営者が厳しい状況にあるが、小口融資の代位弁済状況はの問いに、合併後、14件ほどの代位弁済があったと思う。借りかえ規定や

期間延長の制度もあるので、廃業しなければ代位弁済をとることはほとんどない。今後の見通しについては、直ちに代位弁済に至るような案件はないと考えている。

子育て家庭新築補助金交付事業については、平成26年度の状況として、子育て家庭新築補助金を平成25年度に受け付けた15件のうち、5件を平成26年度に繰り越し実施し、平成26年度の3件のうち2件が年度完了できない見込みであるため、繰り越す予定となっている。

以上、重立ったものを報告いたし、連合審査会での質疑を終結し、16日の本会議においては、直ちに討論に入り、討論はなく、採決の結果、全会一致をもち、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

議長（河合生博君） 委員長の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第39号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

これより議案第39号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

議案第39号、平成27年度一般会計予算について反対討論を行います。

安倍政権は、国民の反対を押し切り、消費税の増税をしました。案の定、増税前の駆け込み需要の反動で、政府の想定をはるかに超える景気の悪化になりました。消費税が3%上がると消費者物価も上昇します。その時期に円安も加わり、原油など輸入原材料価格の値上がりの影響で、4月以降、消費者物価指数は3.1%上昇しました。家計では購買力が3.1%を低下したのと同じです。

円安と株高で、自動車、電機などの大企業と富裕層には大きな利益をもたらしました。株高のため、時価総額は倍の500兆円に増加をしました。輸出は増大せず、設備投資も低調のままです。むしろ国内中小企業は、輸入原材料の価格上昇によるマイナス効果が大きくなっています。実質賃金は、7月以降、18カ月連続で前年より減額をしています。多くの町民は、消費をふやすどころか、将来の出費増加に備えて財布のひもを締めてしまいました。

慌てて政府は、10月からの消費税増税を先送りし、3.5兆円の規模の補正予算を組み、消費の喚起に、国民への機嫌とりに躍起になっております。悪い例ですが、自分で火をつけ、慌てて消している姿に似ています。

そもそも社会保障の充実を理由に消費税を増税しましたが、充実に充てられるのは16%で、マクロ経済スライドなど、年金、医療、介護、生活保護費の大幅な削減が予定されています。さらに、大企業減税も行われ、内部留保は、イギリス、フランスなどの国民総生産を上回る285兆円を超えています。外資の投機資金に回される内部留保を賃上

げに回して内需を拡大することが、格差の拡大をとめ、経済を活性化させ、景気を回復いたします。

町の27年度予算は、月夜野こども園新築、子育て世代住宅新築助成、住宅改修・新築補助、月夜野中学校体育館耐震工事、名胡桃城址や矢瀬公園の保存修理、月夜野総合グラウンドのサッカー場整備など評価をいたします。

しかし、国保の負担軽減をせず、消費税増税分の町有施設の料金値上げや介護の負担増大を前提にした本予算は、町民、国民の目線に立っていないことを申し上げて、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

1番高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 1番高橋久美子です。

議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算について賛成討論を行います。

平成27年度における施策では、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実、観光の振興、農林業の振興、移住・定住の促進、学校教育の充実、生涯スポーツの推進など、住民生活に直結したさまざまな施策が組まれています。

子育て支援の充実では、新規にロタウイルス予防接種助成事業や月夜野地区こども園整備支援事業が計上され、農林業の振興では、ぐんま緑の県民基金を活用した里地・里山保全整備事業や、新規にため池耐震診断事業が計上されています。また、移住・定住の促進では、新規に地域おこし協力隊事業を計上しており、学校教育の充実としては、小・中学校トイレ改修事業を継続し、生涯スポーツの推進では、月夜野総合グラウンドサッカー場整備事業が新規に計上されています。いずれも本町の課題に対応した事業であり、重点的な取り組みが望まれるところであります。

今、国が推し進めている地方創生は、我が町の町民一人一人の幸せと夢のあるまちづくりに向けて展開されるものであり、本予算は、この地方創生に向けて展開するための事業が積極的に盛り込まれていることから、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第39号、平成27年度みなかみ町一般会計予算については可決されました。

暫時休憩いたします。1時30分に再開をいたします。

(12時10分 休憩)

(13時30分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き再開をいたします。

- 日程第11 議案第40号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第41号 平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第42号 平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第43号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第44号 平成27年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長(河合生博君) 日程第11、議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長小林洋君。

(厚生常任委員長 小林 洋君登壇)

厚生常任委員長(小林 洋君) 厚生常任委員会委員長小林です。

議案第40号から議案第44号までの5件を一括にて、委員会における審議の過程と結果についてご報告を申し上げます。なお、議案第40号から44号につきましては、連合審査を経ておりますので、結果のみの報告とさせていただきます。

議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

議案第41号、平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

第42号につきましては、16日にも委員会を開催し、採決しておりますので、討論のみ報告させていただきます。

討論におきまして、反対意見として、引き上げに対する予算であるため反対したい。賛成意見として、介護する者、される者には必要な予算であるので賛成する。

以上、討論を終結いたしまして、議案第42号、平成27年度みなかみ町介護保険特別

会計予算については、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

議案第43号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算については、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

議長（河合生博君） 委員長報告の審査結果報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第40号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第41号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第44号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

これより議案第40号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

6番林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 6番林誠行です。

国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

国保会計の黒字は、大幅な引き上げにより町民に負担を押しつけ、取り過ぎたことへの結果です。多額の基金を毎年積み上げ、一方、加入者は国保税に苦しめられてきました。また、今後、医療保険制度の大改悪、国民健康保険の都道府県の単位化が進められようとしています。保険制度を都道府県化することにより、国の責任を棚上げし、自治体と住民の自己責任でこれからの改悪を進めるという仕組みづくりです。法律で唯一社会保障に明

記されているのが国民健康保険です。この国保が都道府県で単位化できれば、そのほかの協会けんぽとか中小の健保組合も右に倣え式で再生できるというのが狙いだそうです。

町民の命と健康を守る町の果たす役割は、ますます重要となります。取り過ぎた国保税の引き下げを求めて、国民健康保険特別会計予算について反対討論とさせていただきます。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

10番林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計の予算について、賛成の立場から討論をいたします。

日本は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現しております。日本の国民皆保険制度は、国民全員を公的医療保険で保障、医療機関を自由に選べる、安い医療費で高度な医療等の特徴がございます。今後とも現行の国民皆保険を堅持し、国民の安全安心な暮らしを保障していくことが必要であります。

国民健康保険制度は、被用者保険等に加入しない住民が加入する保険であり、国民皆保険の基礎的な役割を果たしております。平成27年度については、保険給付費が平成26年度は若干ふえておりますが、著しい伸びは見込まれないため、前年度対比で6,692万円、約3.3%の減で編成をされております。共同事業拠出金が前年度対比で3億3,572万9,000円、倍増に近い額で編成されておりますが、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象が1円以上の全医療費に拡大されるためでございます。共同事業拠出金の増額により、国保会計は2億6,300万円、約8.7%の増となっております。この予算は、加入者皆さんが安心して医療を受けられるためのものであり、国民健康保険特別会計の運営上必要な予算と認められますので、この議案に賛成をさせていただきます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第40号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

これより議案第41号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

6番林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6 番（林 誠行君） 6 番林誠行です。

後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、75歳以上の人をそれまで加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけ、別枠の医療制度に囲い込みました。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例のものと言われています。後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制、圧縮です。当時の厚労省幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料負担にはね返る仕組みとなっています。負担増か、医療が必要でも我慢するかという二者択一を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。こうした制度そのものの廃止を求めて、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

1 番高橋君。

（1 番 高橋久美子君登壇）

1 番（高橋久美子君） 1 番高橋久美子です。

議案第41号につきまして、賛成討論をさせていただきます。

平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、それまでの老人保健制度の問題点を改善し、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、平成20年度からスタートいたしました。年齢で差別する制度だとして、後期高齢者医療制度見直しの議論も行われましたが、後期高齢者医療制度は十分に定着しているとして、現行制度を維持する方針が打ち出されております。制度の中で、年金からの強制的な保険料天引き等については批判はありましたが、口座振替と年金からの支払いとの選択制実施等の改善もなされております。

平成27年度予算については、前年度対比で100万円、約0.4%の増で編成されております。これは主に広域連合へ納付する保険料負担金であり、後期高齢者医療特別会計の運営上必要な予算と認められますので、この議案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第41号、平成27年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

は可決されました。

議案第42号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
6番林君。

(6番 林 誠行君登壇)

6 番(林 誠行君) 6番林誠行です。

介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

介護保険料の問題は、低所得者だけの問題にとどまりません。厚労省は、今後の高齢化に伴って、2025年には第1号被保険者の平均介護保険料標準額は8,200円程度まで引き上がると試算しています。このままでは、増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になるという意味での介護保険財政の破綻は、必至とされています。介護保険の財源構成において、国の負担割合を高め、高齢者の負担保険料割合を圧縮することが必要と考えます。国の介護保険抑制と負担増による財政上の帳尻合わせでの制度に反対して、反対討論といたします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

7番中島君。

(7番 中島信義君登壇)

7 番(中島信義君) 議案第42号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本予算案は、高齢化社会が進展し、介護ニーズが多様化する中、法の趣旨に即した形できめ細かい介護予防サービスも今後は予定されるなど、さらなる介護保険制度の充実と適切な運営を目指して編成されております。

介護保険は、制度施行から14年が経過しております。その中で、要介護高齢者や認知症高齢者、それからひとり暮らし高齢者など、日常生活を送る上で何らかの支援や介護を必要とする高齢者が年々ふえております。このような状況の中、平成27年度より第6期介護保険事業計画がスタートしますが、今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものとするために、負担能力に応じたきめ細やかな段階設定や、低所得者も保険料を負担し続けることを可能とするための軽減措置が予定されております。

高齢者人口が急増する中で、介護される方、介護する方双方の負担軽減を図り、誰もが持っている介護についての不安を解消する、必要不可欠な社会保障制度である介護保険制度の健全維持発展のため、また、社会保障としての介護保険が町民にとって安心と信頼の制度となるように、より一層努力をしていただくことを要望し、介護保険特別会計の運営上必要な予算と認められますので、この議案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを起立により採

決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第42号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計予算については可決されました。

議案第43号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
13番原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 13番原澤良輝。

平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計について反対討論をします。

27年度予算は、収入10億4,200万円のうち、下水使用料収入は2億2,344万円だけ、借金の2億7,570万円のうち1億3,500万円は、借金返還のための借りかえです。支出は、約半分の5億510万円が借金返済に充てられます。26年度末の借金は48億円、27年度末も47億円です。元金が多額で、いつまでたっても利息を払い続けることとなります。一般会計から4億6,000万円を繰り入れますが、利息返済も約1億円と巨額となります。また、県営の流域下水道事業なのに、前橋、太田など平野部での人口密集地の経営が黒字を理由に、山間部での構造的な経営が厳しいみなかみ町、沼田市の下水道事業への助成金も打ち切ろうとしています。このまま何十年も巨額の借金を抱え込んで独立会計とすること自体が、無理があることを申し上げ、反対討論といたします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

2番森君。

(2番 森 健治君登壇)

2番(森 健治君) 2番森です。

平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

下水道会計は、文化的な生活を営む上で欠くことのできない事業であります。また、環境悪化が叫ばれる中、利根川源流にふさわしい下水道整備を行い、水質の汚濁防止に努めております。本年度予算においては、湯宿終末処理場の長寿命化計画更新詳細設計や、水上処理区分の長寿命計画管渠更生工事も上げられています。また、起債残高も毎年1億円程度減額されており、健全な運営のための努力が認められますので、賛成討論とさせていただきます。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、平成27年度みなかみ町下水道事業別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(河合生博君) 起立多数であります。

よって、議案第43号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については可決されました。

これより議案第44号について討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

(13番 原澤良輝君登壇)

13番(原澤良輝君) 13番原澤良輝。

議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算について反対討論を行います。

25年度末に26年度へ繰り越した赤字は3億1,400万円、しかし、26年度予算は4月1日に3億3,200万円の黒字として再スタートします。26年3月31日から26年4月1日に、1日経過するだけで突然、町の水道事業会計に未処分利益剰余金変動額と称する収入が6億3,715万円も計上され、逆に利益剰余金が3億3,200万円の黒字になったのです。手品のように赤字を黒字に逆転させたため、27年度予算では水道の収入は4億4,700万円を予定、純利益が885万円で、26年度繰り越しの黒字が3億4,464万円あり、27年末の利益剰余金は3億5,349万円の予定です。

しかし、支出のうち減価償却費は本来、積み立てておき、施設更新に備える資金です。減価償却費を資本収支の補填に流用する取り扱いが変わらず、キャッシュフローの計算書の27年度末残金は1億3,696万円です。損益勘定留保資金と減価償却費の扱いを含め、水道会計を給与会計として運用することに無理があることを申し上げ、反対討論いたします。

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

2番森君。

(2番 森 健治君登壇)

2番(森 健治君) 2番森です。

平成27年度水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

水道事業は、日常生活には欠くことのできない飲料水の供給であり、良質で安心できる水の供給を図り、公衆衛生と生活環境の向上に寄与されております。

本年度予算においては、災害に強い水道づくりのため、安全対策事業費として、大沢・須田貝上水道老朽管更新工事の施行などが計画されております。

なお、給水収益が伸び悩む中、今後も引き続き、経費縮減、経営の健全化に努められており、負債の返済や経営改善など長期的展望に立った事業計画を行っております。今後、最少の経費で最大の効果が得られるような会計の基本的原則に従い、健全で効果的な運営と良質な水の安定供給を期待し、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論いたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について委員長の報告は、原案可決すべきものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第44号、平成27年度みなかみ町水道事業会計予算については可決されました。

日程第12 地域活性化対策特別委員会委員長報告（中間報告）

議長（河合生博君） 日程第12、地域活性化対策特別委員会委員長の中間報告を議題といたします。

所管の委員長より報告を求めます。

地域活性化対策特別委員会委員長前田善成君。

（地域活性化対策特別委員長 前田善成君登壇）

地域活性化対策特別委員会委員長（前田善成君） 地域活性化対策特別委員会中間報告をさせていただきます。

まず、地域活性化対策特別委員会の目的についてですが、議会は、増田レポートの内容に切実な危機感を持ち、みなかみ町の50年先の未来の状況を案じ、少子高齢化という社会問題を原因とした人口減少問題だと片づけることなく、自然減少以上の人口減少の問題を町当局に任せるだけでなく、議会も問題と捉え行動するとした。

そこで、議員みずから地域の特徴、資源等を再認識し、外部の評価を学び取り入れることで、みなかみ町の特徴を明確化し、政策提言を行い、既存の基幹産業である観光産業、農林業を中心に発展を促し、さらなる起業や就職先へと広げるための調査研究を行い、それらを活用し、地元の貴重な資源である農家を含む町内企業の中小企業等小規模企業者などの生産の向上につなげる計画、情報や条例等を、住民の方とともに議会が責任を持ち、施策を提言する。そして、観光農業を生かし、町内企業とさらなる連携による経済活動の発展、新規事業の創設や企業を誘致し、町内就業人口の向上、所得の向上に結びつけ、全ての住民の方の希望につながるような施策を生み出し、子供たちがみなかみで生まれ、喜んで一生を過ごすことができる町の実現を目的にした委員会活動を行うということで、地域活性化対策委員会の活動内容を次に報告させていただきます。

第1回目、5月28日、地域づくり、群馬県立女子大学熊倉先生から始まりまして、観光まちづくり、スポーツによる町の活性化、農業を主軸とした6次産業の実現化、観光リ

ゾート地域振興に係る基本認識及びみなかみ町に係る現状分析と展望等の講習会を11回行いまして、桐生市、桐生の庁内ガイド、また甘楽町のそばによる地域活性化、海士町の全町における地域活性化、盛岡市、塩竈市の地域創生等の視察を4回行い、委員会で3回の会議を行った結果、地域活性化対策特別委員会の活動方針の素案と提案をさせていただきます。

地域活性化対策特別委員会では、委員が住民の目線に立ちながら、町外の人の感覚で資源を再認識し、よそ者・ばか者・若者の中で一番大切な若者として責任を持ち、みずから都市部や企業へトップセールスを行い、地域の資源を生かす活動グループのリーダーとなり、地域活性化のため行動する。そこで、講師から学んだ知識、考えを生かし、全ての住民が幸福を感じられるような町を実現するために、地元ではわからない外部から見た地元の魅力、資源のブランド化を住民とともに進め、意識と価値観の共有を行い、地域の発展の付加価値の要素とし、産業を生かし、地域の全ての住民所得の向上につなげなくてはならない。

特に観光産業は、おくれたランナーと言われ、みなかみ町のような工場誘致や企業産業化が進まないが観光資源はたくさんある地域が、日本じゅうで注目を集める元気なまちとして有名になっている。みなかみ町は、温泉、自然、歴史的史跡に加え、果実などの農産物があり、観光客をうならせ、皆がうらやむ、多くの人々を魅了する日本有数の資源があり、その特徴を生かし、みなかみ町の農業を初めとした各産業と観光産業との連携を密にし、基幹産業の観光宿泊業、農林水産業などを中心に、従来の町の産業や施設を再構築する。未来の住民の生活と収入の向上につながるように、地元の行事を発展させたイベントや、農業を含む、中小企業、小規模事業者である地元企業等を大切な資源とし、育て発展させるための連携を強化、必要な施設や情報の提供を、施策や条例を制定して行う。

そこで、町全体を観光リゾート、山岳都市として町のイメージのリニューアルを図り、客層の変化につなげ、町のブランド力を向上させ、付加価値を上げる。そして、既存の各施設を生かし、住民収入の向上を目的に、付加価値の高い観光ツアーの企画提案、宿泊等の情報の一元化、農産物の直接販売、農産物の6次産業化や地域の飲食小売業にビジネスの機会を提供できるスペース等を確保できるセンター機能を持たせた拠点なども含め、活性化策を示し、町の産業の発展による住民の将来の希望になり、新しい産業、就職につながることを期待し、計画を提言する。

地域活性化特別対策委員会の構想の提案です。テーマとしては、みなかみ観光リゾート、山岳都市構想、基本精神として、地元住民の所得の向上、住民の幸福度の向上、ばか者となり町おこしということテーマに、6つの小委員会を立ち上げたいと思います。センター施設による温泉観光地の付加価値の向上、地域の資源、特徴のPR、共有化と各ツーリズムとの活用、都市での就職を含めた総合的な情報提供、営業活動、駅から等の二次交通の整備で交通網整備や各施設との連携、地域イベントの活用や新たなイベントの創生方法、若い人の雇用先としての農業施設や6次産業、既存販売施設等の検討、以上の方向性を示し、地域活性化のために各委員が施策の担当となり、実現に向け、委員として活動することを提案し、中間報告といたします。

議長（河合生博君） 委員長の中間報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

中間報告について質疑はございませんか。

5番小林君。

5番（小林 洋君） （3）番の活動方針のところなんですけど、初めのところ、委員が住民の目線に立ちながらというところで、それに続いて行って、都市部や企業へのトップセールスを行いというふうにあるんですが、これは委員が行うということ、やっていくということではないんですか。

議長（河合生博君） 前田君。

（地域活性化対策特別委員会委員長 前田善成君登壇）

地域活性化対策特別委員会委員長（前田善成君） 今、ちょっと説明したように、小委員会を立ち上げていっている中で、その頭になって活動していただくそういう委員の方が、企業だとかそういう都市部でのところに説明に伺って、議員としての立場でいろいろ責任を持って説明を行って、納得をしてもらうというような活動につなげたいということで、ここに文章化させていただいています。

議長（河合生博君） 小林君。

5番（小林 洋君） じゃ、これは議員ということとなりますと、執行権のない我々がそういう形でトップセールスという形で行っていった場合に、二重行政といいますか、二重外交というふうになりますが、その辺の問題点はないんでしょうか。

議長（河合生博君） 前田君。

（地域活性化対策特別委員長 前田善成君登壇）

地域活性化対策特別委員会委員長（前田善成君） 今、小林議員が言われているように、議員ですから執行権はないんですが、気持ちの中で、そういうトップでやるような気持ちを持って、責任を持って、町長のかわりに逆に町を売ってくるようなというような言葉のニュアンスもかなり入っていますので、これは、議員のこの委員会の皆さんと会議を持ったときに、こういう気概でということ強調されていまして、ぜひ文言化したいということで、この文章の中に入れてさせていただきました。

以上です。

議長（河合生博君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、以上で地域活性化対策特別委員会委員長の中間報告についてを終わります。

日程第13 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（河合生博君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の

申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定をいたしました。

日程第14 字句等の整理委任について

議長(河合生博君) 日程第14、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定をいたしました。

議長(河合生博君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

町長閉会挨拶

議長(河合生博君) 閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、追加提案、人事案件が1件、補正予算1件、契約の締結1件ということで3件を追加提案させていただきましたし、追加動議もございました。本議会においては、50件を超える非常に多くの議決をいただきました。提案議案の審査を細部にわたり詳細に行っていたいただき、また、討論の積み上げによって方向性をご審議いただいた上でご決定いただいたことに厚く感謝を申し上げるところでございます。

特に高齢者介護条例の一部を改正する条例については、修正の必要があるとして動議が提出され、熱心な審議と討論が行われました。高齢者介護の需要が増高し、サービスの充

実に対する要請が高まっている中でもあり、事業ごと、また施設ごとの整備や介護に対する需要と、それに対する供給をどの程度にすべきかというところが議論の中心にあったというふうに理解しております。また、老人福祉施設の適正配置についての成果についても採択されております。

執行の責任を負っている者として、今後とも適切な高齢者介護の運用を心がけていくところでございますけれども、議会における議論と結果としての総意を尊重する中で、今後、高齢者介護サービスに当たる施設の運営者を指導するといったようなことも含め、各般の施策に、負担と税金の関係にも配慮しつつ、適切な執行に努めてまいり所存でございます。

日ごろの議員各位の熱心な調査や研修、研さんを積まれているものの成果が発揮された結果と尊敬し、感謝を申し上げるところであります。

そしてまた、議会のご決定に即し、効率的かつ効果的な行政執行に当たるためには、職員の資質の向上も必要であります。職員の階層いかんによらず、資質の向上と研修の充実さらに努めてまいりたいと思っております。議員各位からの引き続きのご指導と激励をお願いする次第であります。

さて、職員の資質向上の一環でもある、国、県等への職員派遣につきましては、胎内市への派遣は新年度も継続いたしますし、石巻市の震災復旧に対する自治体間連携の支援派遣は、人材を入れかえて継続いたします。また、環境省自然環境局への派遣は3代目となりますが、職員を交代して継続いたします。群馬県庁での研修にあつては、東京総合情報センターへの派遣は一時中断いたしますが、総務部市町村課への派遣は継続していきたいと思っております。過去に派遣し、幅広い経験を積んだ職員は、現在、みなかみ町の行政執行に当たり、研修の成果をいかに発揮してくれております。

また、地方創生に関しましては、補正予算や新年度予算にも関連した事業予算が計上されておりますし、本議会においても、一般質問を初め、審議の中でも多々触れられたところでもあります。地方創生に対する取り組みの現状ですが、国の支援によるビッグデータの活用によりまして、既に人口の推計値の分析は了しており、それをもとにした、目標とすべき人口フレームの作成と、それらを達成するために必要な施策の構成、あるいは積み上げ、この検討を始めているところでもあります。まちづくりビジョンの提言もいただいておりますし、この間、町政推進上の課題もあります。これらをしんしゃくしながら、当面の5カ年を見通した創生総合戦略を作成してまいります。素案ができ次第、幅広い町民の参加を得てご意見をいただき、その後、創生計画として決定させていただくことといたします。総合戦略の早期の策定を目指してまいります。

全ての町にかかわる人たちが現状について認識を共有し、それに基づき、将来に向けての必要な施策の実現に向けて一致して取り組んでいくことが何よりも重要であり、そのことによって初めて所期の効果が発現いたします。

議員各位におかれましても、審議の経過や各事業の目的、さらに、それらを積み上げて目指していくみなかみ町の将来の姿など、折に触れ、多くの町にかかわる方々にご説明いただき、また、住民の取り組みを各事業のさらなる展開につなげていくことができるよう、特段のご協力をお願いする次第であります。

間もなく新年度であります。国の予算は決定がおくれておりますが、町民への行政サービス提供に支障のないよう、新年度の町政執行の適切な準備に努めているところであります。

あしたはもう彼岸の中日、めっきり春らしくなってきました。年度末、年度初めということで、各般の行事、多々あると思います。そしてまた、閉会中も、委員会の諸活動を含め、議員各位の研修、あるいは調査の計画についてもお聞きしております。大変お忙しいと思いますが、ぜひ健康に留意されましてご活躍いただき、町民のために町政の展開を図っていただきたいと思いますと思っております。

一言申し述べて、閉会の挨拶とさせていただきます。お世話になります。

議長閉会挨拶

議長（河合生博君） 閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

昨年5月15日臨時議会において議会構成が現体制になり、現在まで全員の議員が非常に活発に議員活動をしていただいておりますことに、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

本年度は、みなかみ町にとって大雪でしたが、昨年2月の豪雪のような大きな被害もなく、観光関係の事業も昨年と比べ伸びているとの報告をされ、順調な滑り出しと安心をいたしております。みなかみ町の魅力、温泉や谷川連峰の山々、水源としての利根川の源流、スキーを初めとする多くのウインタースポーツ、そして、迎える観光シーズンへの万全な備え、全ての魅力を前面に出して集客を望むところでもあります。平成27年度がみなかみ町にとって笑顔あふれる町になるよう祈ってやみません。

また、議員の皆様方には、新年度を迎え、多くの活動日程が控えておりますので、体調にはくれぐれも注意をしていただき、議員活動をしていただきたいと思います。

最後に、今期定例会において予定されました案件の全てを終了させていただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。終始熱心にご審議をいただきました議員並びに関係者、当局の皆様方に感謝を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議長（河合生博君） これにて平成27年第1回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（14時20分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月20日

みなかみ町議会議長 河 合 生 博

署名議員 6番 林 誠 行

署名議員 15番 久 保 秀 雄